

第3章 私立学校の認可・指導と動向

第3章 私立学校の認可・指導と動向

1 私立学校の認可・指導

(1) 私立学校と学校法人（設置者）

私立学校とは、国や地方公共団体が設置する国・公立の学校に対して、学校法人が設置する学校であり、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園がこれに当たる。教育基本法第6条1項は、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであり、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と定め、私立学校法第3条において、学校法人とは、私立学校の設置を目的として設立される法人であると、定義付けている。学校法人は、その設置する私立学校を管理し、法令に特別の定めがある場合を除き、当該学校の経費を負担することになっている（学校教育法第5条）。

この他、学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校があり、これらの学校の設置のみを目的とする「準学校法人」についても規定されている（私立学校法第152条第5項）。

また、学校法人（準学校法人を含む。）以外の法人は、その名称中に学校法人という文字を使用することが禁止されている（私立学校法第153条、第164条）。その他、私立学校は、国・公立の学校と同様に、憲法、教育基本法及び学校教育法の適用を受ける。

なお、平成24年8月に可決成立したいわゆる子ども・子育て関連3法の一つである子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（うち私立学校法の改正により、幼保連携型認定こども園が私立学校に加わった。幼保連携型認定こども園は、改正法の施行日以後は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に設置の根拠を置く、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設となり、東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課が所管する。

[特 性]

国・公立の学校が、国又は地方公共団体の設置する施設として公費で賄われるものであるのに対して、私立学校は、私人の寄付財産等により設立され、運営されることを原則とする。私立学校において設立者の建学の精神や独自の校風が重んじられ、所轄庁による規制ができるだけ制限されているのも、この特性によるものである。

[自主性]

私立学校は、私人の寄付財産等により設立されるものであることに伴い、その運営も自立的に行われる。私立学校法は、私立学校の自主性を尊重するため、国・公立の学校に比べ、

第3章 私立学校の認可・指導と動向

所轄庁の権限を制限するとともに、権限の行使に際しても、私立学校関係者及び学識経験者によって構成される私立学校審議会の意見を聴かなければならないとされている。

[公共性]

私立学校は、公教育の一翼を担っている点においては、国・公立の学校と変わりなく、「公の性質」を持つとされている。私立学校法は、私立学校の公共性を高めるため、私立学校の設置者として、旧来の民法上の財団法人に代わって学校法人という法人制度を創設し、その組織・運営等について定めている。主な内容は、

- ① 運営の公正を期するために、役員（理事、監事）及び評議員の数及び各機関の資格構成要件や選解任の手続を法定し、理事と評議員の兼職禁止及び特別利害関係者（親族等）の就任制限等を規定している。また、理事の選解任は理事選任機関が行うこととし、1名以上の外部理事を義務付けている。（大臣所轄学校法人等に該当する場合は2名以上）
- ② 業務執行の諮問機関として、評議員会を位置づける。
- ③ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧を義務付けている。
- ④ 学校法人が解散した場合、残余財産の帰属を定め、財産の恣意的処分を防止している。

等であり、こうした法的規制を加えることで、公共性の確保を図っている。

[収益事業]

学校法人は、設置する私立学校の教育に支障のない限りで、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益事業を行うことができる（私立学校法第19条）。

(2) 所轄庁の権限**〔都における所轄庁〕**

所轄庁は、所轄する私立学校や学校法人に対し、認可や諸届けの受理、その他これらの事務に伴う指導を行っている。

所轄庁は学校と学校法人ごとに分かれており、都においては次のとおりである。

＜表3－1＞所轄庁

所轄庁	私 立 学 校	学 校 法 人
文部科学大臣	○大学・短期大学 ○高等専門学校	左記の学校及び併せてこれら以外の学校を設置する法人
都知事	○小・中・高校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、外国人学校 ○市地域にある教員免許・資格取得の認定又は指定のある専修・各種学校 ○町村地域にある幼稚園、専修・各種学校	文部科学大臣所轄の法人以外の学校法人
区 長 市 長	○東京都条例(※)により定められている幼稚園、専修・各種学校	

(※) 東京都条例・・・特別区：特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例
 ...市：市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例

所轄庁の権限の概要は図3－1に示すとおり、学校教育法及び私立学校法に基づくものと私立学校振興助成法に基づくものがある。

〔学校教育法及び私立学校法上の権限〕

学校教育法及び私立学校法では、所轄庁の権限として、

- ① 学校の設置・廃止・設置者変更等の認可（学校教育法第4条・第130条・第134条2項）
- ② 学校が、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反したとき、又は6カ月以上授業を行わなかったときの閉鎖命令（学校教育法第13条）
- ③ 学校法人の設立認可（私立学校法第24条）
- ④ 法人の解散命令（私立学校法第135条）
- ⑤ 教育の調査、統計、その他に関し必要な報告書の提出を求めること（私立学校法第6条）
- ⑥ 学校法人が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときの措置命令（私立学校法第133条1項）
- ⑦ 学校法人が、措置命令に従わないときの役員等の解任勧告（私立学校法第133条9項）
- ⑧ 業務・財産状況の報告徴収又は立入検査（私立学校法第136条）

等が規定されているが、学校の設置廃止に係る認可等や、学校法人に対する措置命令、役員等の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならないこととなっている。

なお、学校教育法第14条に規定している設備・授業等の変更命令については、私立学校の自主性の観点から私立学校には適用されない（私立学校法第5条）。

学校及び学校法人に関する諸届けの受理や認可等については、次に掲げる法令等に基づく権限がある。

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3－2＞法令等に基づく権限

小・中・高等学校	・学校教育法及び私立学校法等 ・高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号） ・高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号） ・小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号） ・中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号） ・特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号） ・東京都私立高等学校等設置認可基準（6総学二第1273号） ・東京都私立高等学校等収容定員変更認可基準（6総学二第1274号） ・東京都私立高等学校通信制課程に係る認可基準（15生文私行第2845号） ・東京都学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準（6総学二第1272号）
幼稚園	・学校教育法及び私立学校法等 ・幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号） ・東京都私立幼稚園設置認可取扱内規（50総学二第765号） ・東京都既設幼稚園の学校法人化認可取扱内規（元総学二第1051号） ・新たに幼稚園を設置することを目的とする学校法人の設立認可取扱内規（50総学二第718号）
専修・各種学校	・学校教育法及び私立学校法等 ・専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号） ・各種学校規程（昭和31年文部省令第31号） ・東京都私立専修学校設置認可取扱内規（50総学二第871号） ・東京都私立専修学校設置認可取扱要領（元総学二第138号） ・私立各種学校規程施行内規（34総私二発第2号） ・外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規（27生私行第3126号） ・準学校法人設立認可基準（36総私二発第41号） ・東京都準学校法人設立認可取扱内規（56総学二第242号）

〔東京都私立学校審議会〕

都道府県知事は、所轄の私立学校について、設置、廃止、閉鎖命令等を行う場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならないことになっている（私立学校法第7条第1項）。

東京都私立学校審議会は、私立学校法第8条により必置となっている知事の諮問機関であり、私立学校の設置、廃止、設置者変更及び学校法人設立の認可等について審議するとともに、私立学校に関する重要事項を知事に建議することができる（活動状況については、表3－3のとおり）。

〔私立学校振興助成法上の権限〕

私立学校振興助成法は、私立学校が明確な法的根拠の下で国や地方公共団体からの財政援助を受け、教育条件の向上や在学する児童生徒等の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めることを目的としている。そして、同法第12条は、この法律により助成を受ける学校法人に対して、所轄庁（都知事）が次の権限を有することを規定している。

- ① 法人からその業務、会計の状況に関し報告を徴し、又は法人関係者への質問や帳簿等の検査をすること。
- ② 学則の収容定員を著しく超えて入学、入園させた場合に、是正を命令すること。
- ③ 法人の予算が助成の目的に照らして不適当と認める場合に、予算の変更を勧告すること。

- ④ 法人の役員が法令や法令に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合に、当該役員の解職を勧告すること。

また、同法第14条では、経常費補助金の交付を受ける学校法人は、計算書類及びその附属明細書、収支予算書に会計士等の監査報告を添付して、所轄庁に提出しなければならない旨が規定されている。

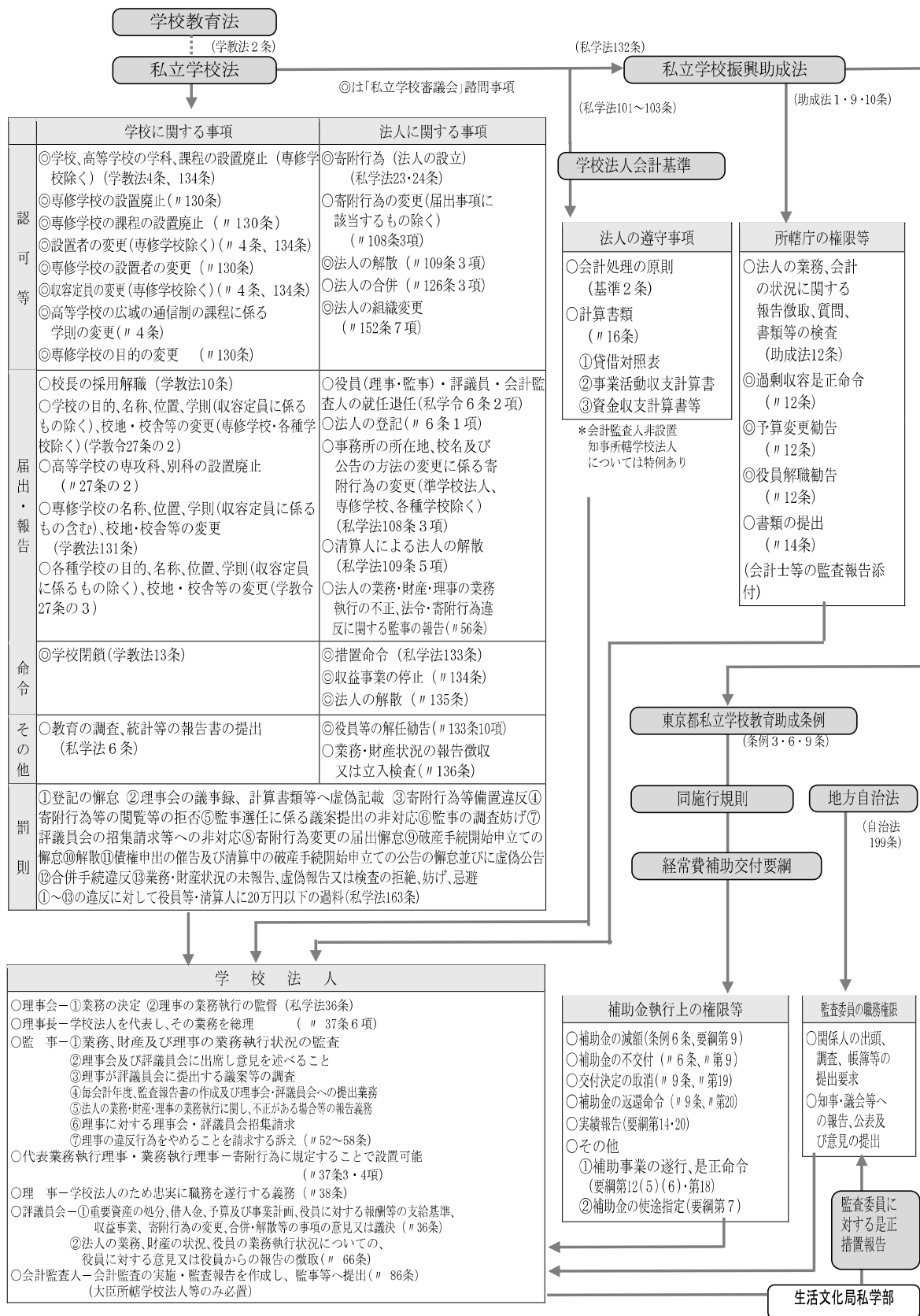
[補助金執行上の取扱い]

都では、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の振興を図るため東京都私立学校教育助成条例及び私立学校経常費補助金交付要綱を制定し、学校法人に対する助成に関し、必要な事項を定めている。

この中で、補助金の適正執行を期す観点から、所轄庁（都知事）には、補助金の減額及び不交付、交付決定の取消し及び補助金の返還命令等の権限が定められている。

第3章 私立学校の認可・指導と動向

〈図3-1〉法令上の権限及び補助金執行上の取扱い



注) 私学法=私立学校法 私学令=私立学校法施行令 基準=学校法人会計基準 学教法=学校教育法 学教令=学校教育法施行令
条例=東京都私立学校教育助成条例 助成法=私立学校振興助成法 自治法=地方自治法

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3-3＞東京都私立学校審議会の活動状況

(令和7年3月31日現在)

年 度			平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
回 数			11	11	11	11	11	10	9	10	11	11	11	
学校、学科及び課程設置	高等学校	全日制	1		1							1	1	
		定時制												
		通信制												
	中 学 校				1		1			1	1			
	小 学 校				1		1	1						
	特別支援学校													
	幼稚園	個人立										1		
		法人立	2	1	1				1	1				
	専修学校	個人立										1		
		法人立	4	5	7	9	7	5	5	3	3	7	3	
	各種学校	個人立												
		法人立	2	2	6	4	2	1		1				
小 計＊			8	8	17	13	11	7	6	5	4	11	4	
学校、学科及び課程廃止	高等学校	全日制		2	3	2		1	2	1	1			
		定時制			1	1							1	
		通信制		1				1						
	中 学 校					1			1				1	
	小 学 校													
	幼稚園	個人立	1	1	4	1	3		2		2			5
		法人立	5	4	2	3	1	1	1	3	7			7
	専修学校	個人立	1	1	1			1	1			1		1
		法人立	3	8	5	4	6	5	6	12	7	6		6
	各種学校	個人立	2	4	2	3			3					
法人立		1	1			1		1	1	1	1		2	
小 計＊			13	22	18	15	11	9	17	17	18	8	23	
学校設置者変更	高等学校													
	中 学 校													
	小 学 校													
	特別支援学校													
	幼稚園		17	6	9	8	7	3	2	2	5	7	3	
	専修学校				1	1	2				1			
	各種学校											1		
小 計＊			17	6	10	9	9	3	2	2	6	8	3	
設立	学校法人＊		9	4	6	5	5	1		1	4	3		
	準学校法人＊			2	2	2	3					1		
法人組織変更 ＊														
法人解散 ＊				1					1	2	3		2	
解散命令 ＊														
目的変更 ＊			6	6	3	5	1	4	4	3	9	6	2	
学則変更 ＊			48	27	25	27	32	30	17	13	15	24	35	
収益事業 ＊														
建 議														
そ の 他					3									
議 題 数			113	90	106	86	95	61	53	46	68	77	77	
部 会 調 査			17	12	21	11	17	7	6	4	8	10	2	
答 申 数			101	72	77	75	70	52	45	43	57	59	69	

注) 議題数は、継続審議案を含む。答申数は、*の合計数(学校設置計画承認を除く)。

2 学校法人の会計・財務

(1) 学校法人会計基準の概要

学校法人は、文部科学大臣の定める学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従って会計処理を行い、計算書類等を作成する義務がある（私立学校法第101～103条）。また、経常費補助金を受ける学校法人は、計算書類等を所轄庁に提出する義務がある（私立学校振興助成法第14条）。

【学校法人会計基準改正の趣旨】

学校法人会計基準制定以前は、学校の会計処理のルールは各学校によってまちまちであったが、私立学校への公費助成の前提として、昭和46年に学校法人会計基準が制定された。

以来、私立学校の経理を適正化し、財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着してきた。その間も、社会・経済状況の大きな変化、様々な会計基準の改正及び私学を取り巻く経営環境の変化等を受け改正を繰り返し、平成25年には収支状況について経常的な収支と臨時的な収支が区分できるようにする等の大規模な改正が行われた。

そして、今般、これまでの私立学校振興助成法に基づく補助金の適正配分を主な目的とした基準から令和5年4月に成立した改正私立学校法に基づくステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として改正され、令和7年4月1日から施行される（図3-2）。経常費補助金を受けていない学校法人（いわゆる準学校法人や、子ども・子育て支援新制度により施設型給付を受ける学校法人等）も学校法人会計基準に従い会計処理を行う必要がある。

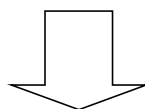
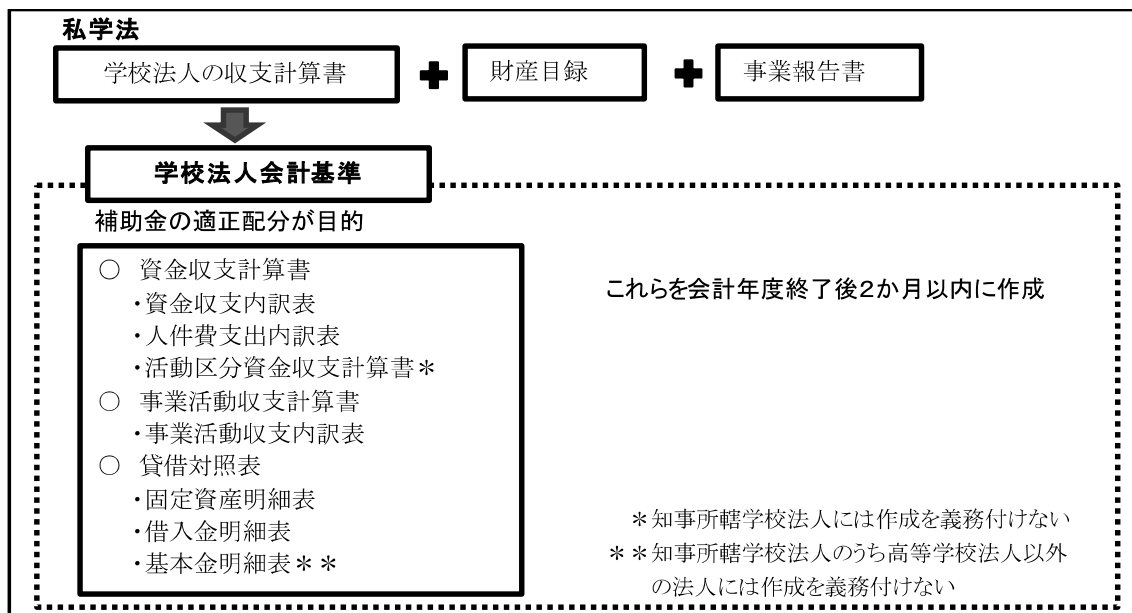
【学校法人会計基準に基づき作成する計算書類】

学校法人が作成する計算書類は、この学校法人会計基準に基づくこととされており、その種類及び目的については図3-3のとおりである。

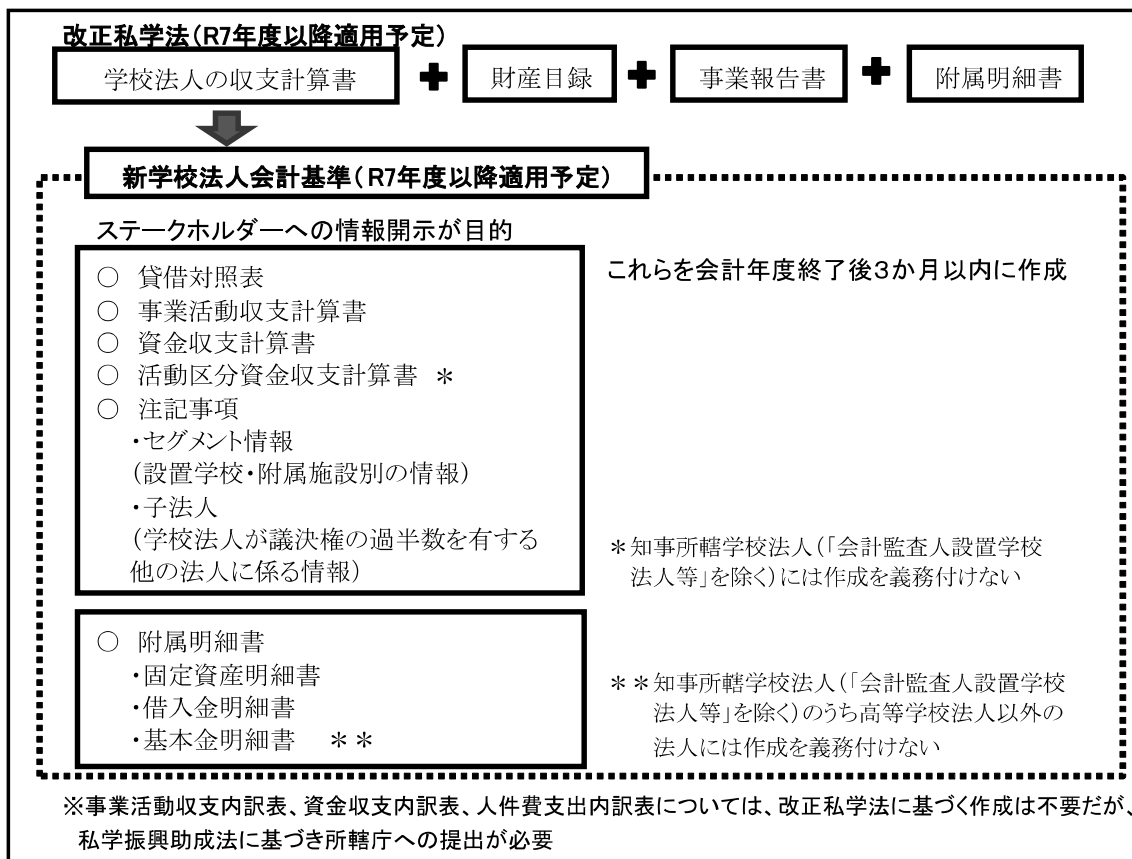
また、学校法人は、私立学校法に基づき、計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告書、附属明細書）、監査報告、財産目録、役員等名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準を、5年間、その主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供することが義務付けられている。なお、知事所轄法人（「大臣所轄学校法人等」に該当する法人を除く）においては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供することが義務付けられている。

＜図3－2＞改正前後の学校法人会計の体系

改正前の学校法人会計の体系



改正後の学校法人会計の体系



第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜図3－3＞学校法人の財務計算書類の種類及び目的

○資金収支計算書の目的 当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金預金)の収入及び支出の顛末を明らかにする ○活動区分資金収支計算書の目的 資金収支計算書の決算額を3つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにする
○事業活動収支計算書の目的 当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡を明らかにする
○貸借対照表の目的 当該会計年度末の財政状態(運用形態と調達源泉)を明らかにする

＜改正私学法が適用される令和7年度以降の変更点＞

各財務書類の目的については変更なし。

ただし、

⇒ ①貸借対照表の附属明細表として位置付けられている固定資産明細表等は、計算書類及び事業報告書の附属明細書として位置づけられる。

⇒ ②貸借対照表の脚注にある注記事項については、計算書類の末尾に記載する。

(2) 私立学校の財務状況

都では、都内の私立幼稚園（学校法人立）、小学校、中学校及び高等学校（全日制）の財務状況を把握するため、学校法人から提出された計算書類を集計している。

令和5年度決算の集計結果は次のとおりである。ただし、

- ① 学校法人は都知事所轄法人のみを集計し、私立学校は文部科学大臣所轄法人、道府県知事所轄法人が都内に設置する私立学校を含めて集計している。
- ② 令和5年度に経常費補助金を受けた学校のみを対象としているため、令和5年度以前に「子ども子育て支援新制度」に移行した幼稚園は集計から除外している。
- ③ 以上の集計方法をとったため、学校基本調査等とは計数が異なる場合がある。
- ④ 表示が千円単位のもの、伸び率、構成比等はいずれも項目ごとに端数を四捨五入している。従って、各項目の合計は計欄と一致しない場合がある。

ア 決算の概況

- ① 財務の弾力性を示す事業活動収支差額比率（事業活動収入に対する基本金組入前当期収支差額が占める割合で、この比率が大きいほど自己資金が充実し、財政面で将来的な余裕があるとみなされる。マイナスとなった場合は基本金組入前の段階で既に支出超過の状況であり、一般的にマイナス幅が大きくなるほど経営が圧迫されているとみなされる）は、学校種別にみると幼稚園 3.8%、小学校 8.6%、中学校

7.0%、高等学校 0.2%であった。

- ② 事業活動収入に占める割合が一番大きいのはどの学校種でも学生生徒等納付金で、幼稚園 45.4%、小学校 61.8%、中学校 62.4%、高等学校 53.4%である。次いで大きな割合を占める補助金の割合は、幼稚園 36.7%、小学校 21.8%、中学校 27.8%、高等学校 37.3%であった。（補助金＝経常費等補助金＋施設設備補助金）
- ③ 事業活動支出に占める割合が大きいのは、どの学校種でも人件費であり、幼稚園 66.4%、小学校 61.9%、中学校 61.4%、高等学校 62.9%であった。
- ④ 貸借対照表における小中高校法人 1 法人当たりの繰越収支差額は、前年度と比べ約 4,400 万円減少し、約マイナス 8 億 1 千万円であった。また、幼稚園法人 1 法人当たりの繰越収支差額は、約 550 万円減少し、約 5,200 万円であった。

イ 資料

- ① 事業活動収支の科目別、学校種別構成比の年度別推移 図 3-4
- ② 令和 5 年度事業活動収支内訳表（1 校・園当たりの平均） 表 3-4
- ③ 令和 5 年度事業活動収支内訳表（1 生徒・児童・園児当たりの平均） 表 3-5
- ④ 令和 5 年度貸借対照表（幼稚園法人 1 法人当たり） 表 3-6
- ⑤ 令和 5 年度貸借対照表（小中高校法人 1 法人当たり） 表 3-7

【決算集計に係る用語の解説】

[教育活動収支]

経常的な事業活動収入および事業活動支出のうち、教育活動外に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたもの。

[教育活動外収支]

経常的な財務活動（資金調達および資金運用に係る活動）および収益事業に係る事業活動収支。

[特別収支]

特殊な要因によって一時的に発生したもの。「資産売却差額」「施設設備寄付金」「現物寄付」「施設設備補助金」「資産処分差額」「過年度修正額」「災害損失」等

[事業活動収入計]

「教育活動収入計」＋「教育活動外収入計」＋「特別収入計」である。

[事業活動支出計]

「教育活動支出計」＋「教育活動外支出計」＋「特別支出計」である。

[基本金組入前当年度収支差額]

「事業活動収入計」－「事業活動支出計」である。当該年度の収入が支出より多ければプラス、少なければマイナスとなる。

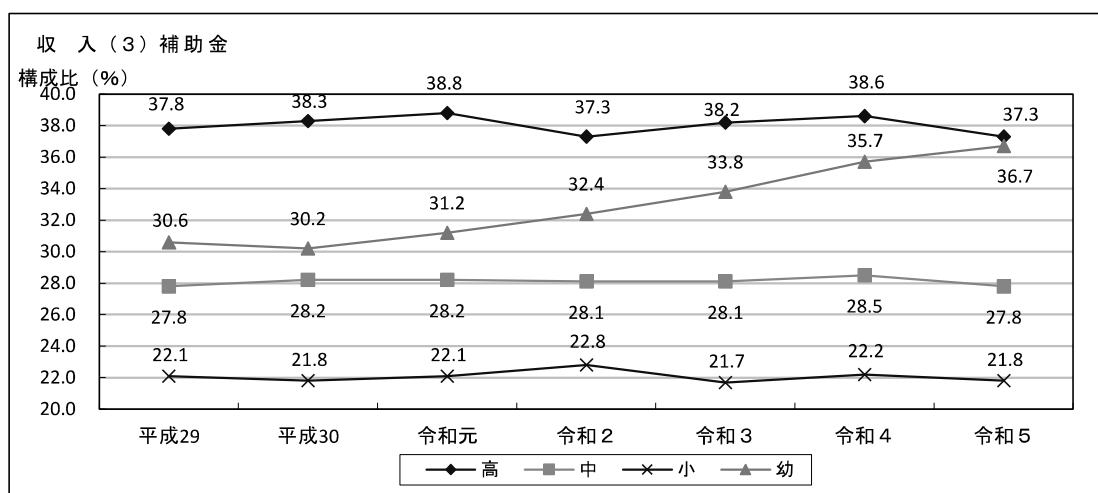
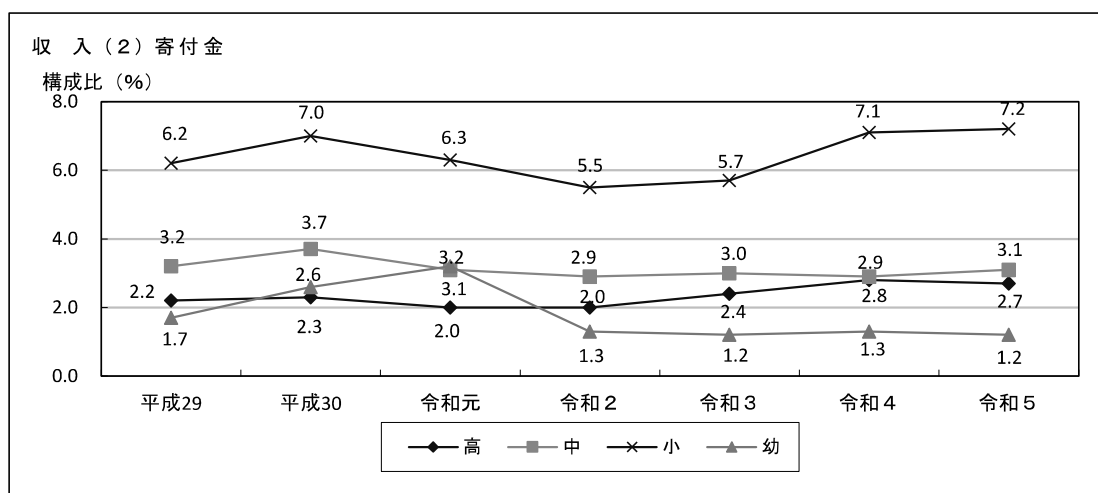
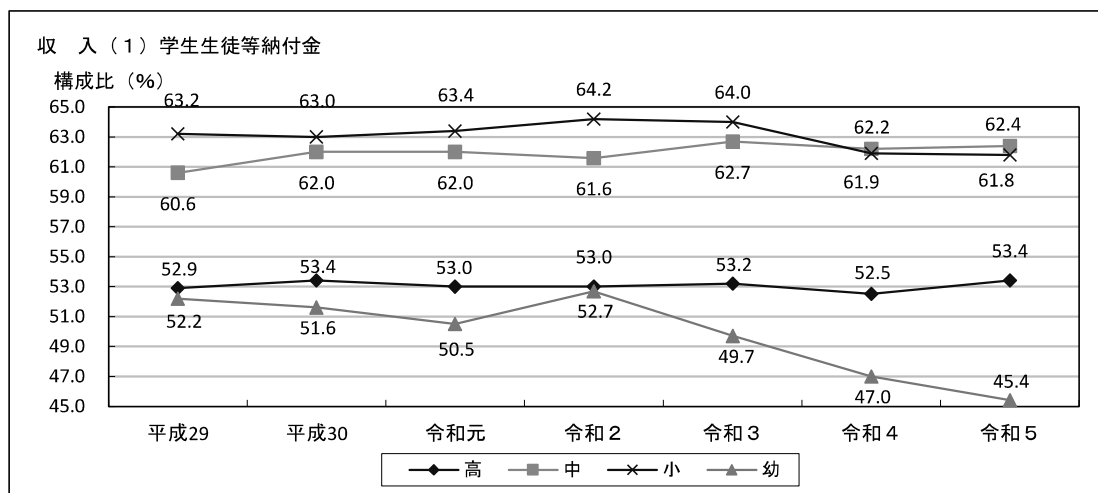
[事業活動収支差額比率]

事業活動収入に対する基本金組入前の当期収支差額が占める割合で、この数値がプラスで大きいほど、自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕があるとみなされる。マイナスとなった場合は基本金組入前の段階で既に支出超過の状況であり、一般的にマイナス幅が大きくなるほど経営が圧迫されているとみなされることになる。

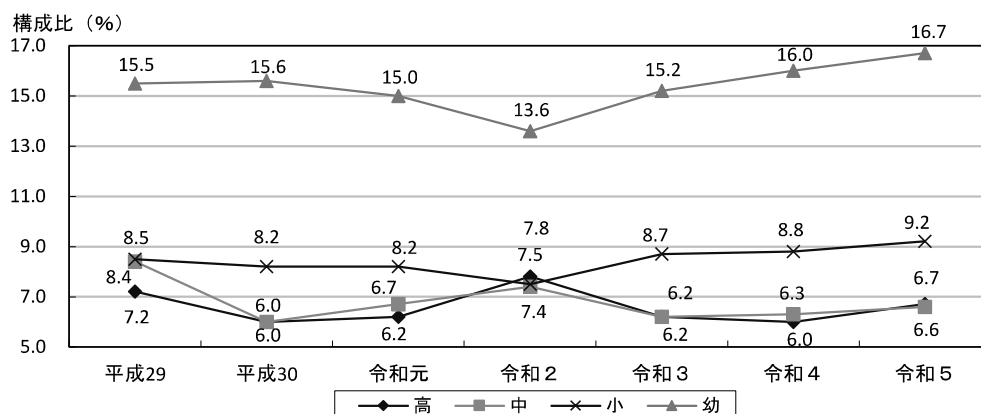
第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜図3－4＞事業活動収支の科目別、学校種別構成比の年度別推移

【収入】

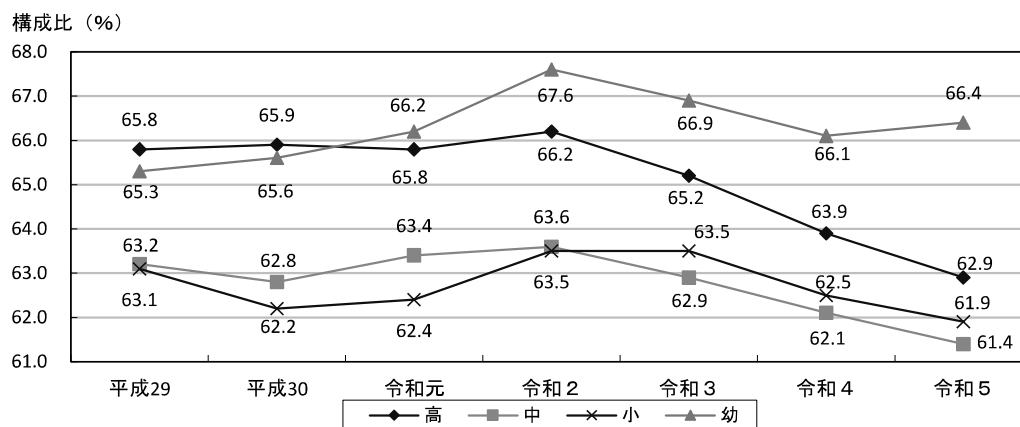


収入（４）その他

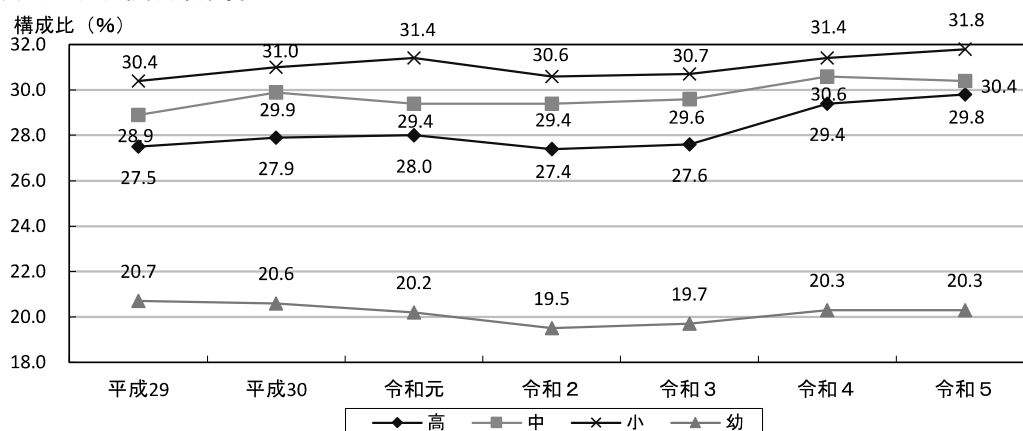


【支出】

支出（１）人件費



支出（２）教育研究経費



第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3-4＞令和5年度 事業活動収支内訳表（1校・園当たりの平均）

（単位：千円、％）

科目		高等学校(全日制)		中学校		小学校		幼稚園(学法)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
教育活動収支	A 教育活動収入	915,555	96.0	561,970	97.2	602,709	94.9	157,521	97.4
	学生生徒等納付金	509,781	53.4	361,030	62.4	392,567	61.8	73,465	45.4
	寄付金	15,205	1.6	12,577	2.2	29,044	4.6	1,466	0.9
	①経常費等補助金	347,094	36.4	155,621	26.9	131,572	20.7	56,973	35.2
	その他	43,475	4.6	32,742	5.7	49,526	7.8	25,617	15.8
	B 教育活動支出	933,476	98.1	527,561	98.2	577,823	99.6	154,747	99.5
	人件費	598,387	62.9	330,080	61.4	359,136	61.9	103,269	66.4
	教育研究経費	283,677	29.8	163,350	30.4	184,495	31.8	31,583	20.3
	管理経費	51,375	5.4	34,115	6.3	34,150	5.9	19,892	12.8
	徴収不能等	36	0.0	16	0.0	42	0.0	3	0.0
	C=A-B 教育活動収支差額	△ 17,921	—	34,410	—	24,886	—	2,774	—
教育活動外収支	D 教育活動外収入	18,451	1.9	5,434	0.9	8,609	1.4	833	0.5
	E 教育活動外支出	1,420	0.1	925	0.2	1,054	0.2	383	0.2
	F=D-E 教育活動外収支差額	17,030	—	4,509	—	7,555	—	450	—
G=(A+D) 経常収入		934,006	97.9	567,404	98.1	611,318	96.3	158,353	97.9
H=(B+E) 経常支出		934,896	98.2	528,486	98.3	578,877	99.7	155,130	99.7
I=G-H 経常収支差額		△ 891	—	38,919	—	32,441	—	3,224	—
特別収支	J 特別収入計	19,885	2.1	10,720	1.9	23,580	3.7	3,450	2.1
	②施設設備補助金(内数)	8,244	0.9	4,972	0.9	6,889	1.1	2,483	1.5
	施設設備寄付金及び現物寄付(内数)	10,093	1.1	5,548	1.0	16,391	2.6	395	0.2
	K 特別支出計	16,693	1.8	9,012	1.7	1,526	0.3	464	0.3
	L=J-K 特別収支差額	3,193	—	1,708	—	22,054	—	2,986	—
M=I+L 基本金組入前当年度収支差額		2,302	—	40,626	—	54,495	—	6,209	—
N 基本金組入額合計		△ 82,480	—	△ 42,189	—	△ 38,265	—	△ 16,233	—
O=M+N 当年度収支差額		△ 80,178	—	△ 1,563	—	16,230	—	△ 10,024	—
P=G+J 事業活動収入計		953,891	100.0	578,124	100.0	634,898	100.0	161,803	100.0
Q=H+K 事業活動支出計		951,589	100.0	537,498	100.0	580,404	100.0	155,594	100.0
M/P*100 事業活動収支差額比率		0.2 %		7.0 %		8.6 %		3.8 %	
①+②/P 補助金比率		37.3 %		27.8 %		21.8 %		36.7 %	
学 校 数		232 校		183 校		55 校		426 園	

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3－5＞令和5年度 事業活動収支内訳表（1生徒・児童・園児当たりの平均）

（単位：円、％）

科目		高等学校(全日制)		中学校		小学校		幼稚園(学法)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
教育活動収支	A								
	教育活動収入	1,238,239	96.0	1,265,512	97.2	1,285,892	94.9	1,013,269	97.4
	学生生徒等納付金	689,451	53.4	813,011	62.4	837,549	61.8	472,571	45.4
	寄付金	20,564	1.6	28,322	2.2	61,967	4.6	9,433	0.9
	①経常費等補助金	469,426	36.4	350,445	26.9	280,712	20.7	366,485	35.2
	その他	58,798	4.6	73,734	5.7	105,664	7.8	164,780	15.8
	B								
	教育活動支出	1,262,476	98.1	1,188,024	98.2	1,232,797	99.6	995,425	99.5
	人件費	809,287	62.9	743,313	61.4	766,224	61.9	664,287	66.4
	教育研究経費	383,658	29.8	367,851	30.4	393,623	31.8	203,160	20.3
	管理経費	69,482	5.4	76,824	6.3	72,860	5.9	127,960	12.8
	徴収不能等	49	0.0	35	0.0	90	0.0	18	0.0
	C=A-B								
	教育活動収支差額	△ 24,237	—	77,488	—	53,095	—	17,844	—
教育活動外収支	D								
	教育活動外収入	24,954	1.9	12,237	0.9	18,367	1.4	5,357	0.5
	E								
	教育活動外支出	1,921	0.1	2,083	0.2	2,249	0.2	2,465	0.2
	F=D-E								
	教育活動外収支差額	23,032	—	10,153	—	16,118	—	2,892	—
G=(A+D)		1,263,193	97.9	1,277,749	98.1	1,304,259	96.3	1,018,626	97.9
H=(B+E)		1,264,397	98.2	1,190,108	98.3	1,235,046	99.7	997,890	99.7
I=G-H		△ 1,205	—	87,641	—	69,213	—	20,736	—
特別収支	J								
	特別収入計	26,894	2.1	24,141	1.9	50,309	3.7	22,190	2.1
	②施設設備補助金(内数)	11,150	0.9	11,197	0.9	14,697	1.1	15,975	1.5
	施設設備寄付金及び現物寄付(内数)	13,650	1.1	12,494	1.0	34,971	2.6	2,541	0.2
	K								
	特別支出計	22,576	1.8	20,295	1.7	3,256	0.3	2,984	0.3
	L=J-K								
	特別収支差額	4,318	—	3,845	—	47,052	—	19,207	—
M=I+L 基本金組入前当年度収支差額		3,113	—	91,487	—	116,265	—	39,943	—
N									
基本金組入額合計		△ 111,550	—	△ 95,007	—	△ 81,639	—	△ 104,422	—
O=M+N									
当年度収支差額		△ 108,436	—	△ 3,520	—	34,627	—	△ 64,479	—
P=G+J		1,290,086	100.0	1,301,889	100.0	1,354,568	100.0	1,040,816	100.0
Q=H+K		1,286,973	100.0	1,210,403	100.0	1,238,303	100.0	1,000,874	100.0
M/P*100									
事業活動収支差額比率		0.2 %		7.0 %		8.6 %		3.8 %	
①+②/P									
補助金比率		37.3 %		27.8 %		21.8 %		36.7 %	
生徒数		171,541 人		81,264 人		25,779 人		66,225 人	

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3-6＞令和5年度 貸借対照表（幼稚園法人1法人当たり）

（単位：千円、％）

資産の部						
科 目	5 年 度		4 年 度		増 減	伸 び 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
固定資産	889,058	76.6	858,508	76.1	30,550	3.6
有形固定資産	772,876	66.6	752,026	66.7	20,850	2.8
特定資産	68,872	5.9	64,445	5.7	4,427	6.9
その他の固定資産	47,310	4.1	42,037	3.7	5,273	12.5
流動資産	271,826	23.4	269,207	23.9	2,619	1.0
現金・預金	234,017	20.2	234,874	20.8	△ 857	△ 0.4
その他	37,809	3.3	34,333	3.0	3,476	10.1
合 計	1,160,884	100.0	1,127,715	100.0	33,169	2.9

負債及び純資産の部						
科 目	5年度		4年度		増減	伸び率
	金額	構成比	金額	構成比		
負債の部	80,966	7.0	81,906	7.3	△ 940	△ 1.1
固定負債	48,276	4.2	50,071	4.4	△ 1,795	△ 3.6
流動負債	32,690	2.8	31,835	2.8	855	2.7
純資産の部	1,079,918	93.0	1,045,809	92.7	34,109	3.3
基本金	1,028,010	88.6	988,358	87.6	39,652	4.0
繰越収支差額	51,908	4.5	57,451	5.1	△ 5,543	△ 9.6
負債及び純資産の部	1,160,884	100.0	1,127,715	100.0	33,169	2.9

（対象学校法人数） 306法人

＜表3-7＞令和5年度 貸借対照表（小中高校法人1法人当たり）

（単位：千円、％）

資産の部						
科 目	5 年度		4 年度		増減	伸び率
	金額	構成比	金額	構成比		
固定資産	7,937,853	84.8	7,918,149	84.5	19,704	0.2
有形固定資産	5,075,213	54.2	5,106,671	54.5	△ 31,458	△ 0.6
特定資産	2,445,239	26.1	2,415,367	25.8	29,872	1.2
その他の固定資産	417,401	4.5	396,111	4.2	21,290	5.4
流動資産	1,427,805	15.2	1,453,654	15.5	△ 25,849	△ 1.8
現金・預金	1,315,336	14.0	1,325,028	14.1	△ 9,692	△ 0.7
その他	112,469	1.2	128,626	1.4	△ 16,157	△ 12.6
合 計	9,365,658	100.0	9,371,803	100.0	△ 6,145	△ 0.1

負債及び純資産の部						
科 目	5年度		4年度		増減	伸び率
	金額	構成比	金額	構成比		
負債の部	983,308	10.5	1,013,258	10.8	△ 29,950	△ 3.0
固定負債	547,222	5.8	590,666	6.3	△ 43,444	△ 7.4
流動負債	436,086	4.7	422,592	4.5	13,494	3.2
純資産の部	8,382,350	89.5	8,358,544	89.2	23,806	0.3
基本金	9,192,430	98.2	9,124,146	97.4	68,284	0.7
繰越収支差額	△ 810,079	△ 8.6	△ 765,601	△ 8.2	△ 44,478	△ 5.8
負債及び純資産の部	9,365,658	100.0	9,371,803	100.0	△ 6,145	△ 0.1

高等学校法人 113
 中学校法人 3
 小学校法人 2

注1) 各資料の平均額等は、各々の科目ごとに単位未満を四捨五入した。そのため、合計（小計）と内訳とが一致しない場合がある。

注2) 各資料の構成比率は、各々の科目ごとに小数点第二位を四捨五入した。そのため、合計（小計）と内訳とが一致しない場合がある。

3 最近の私学の動向

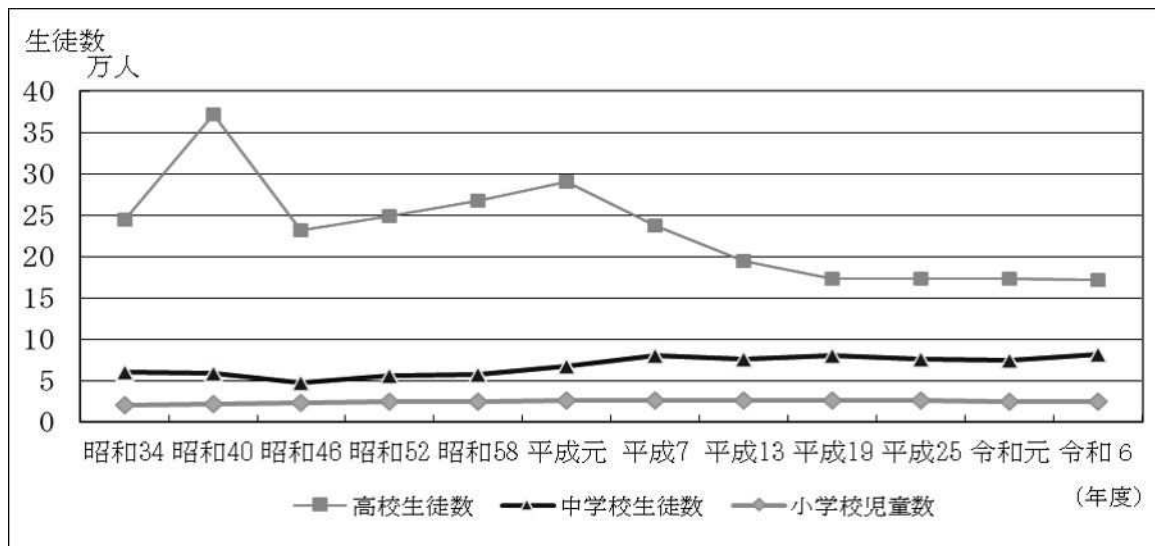
(1) 小・中・高等学校

ア 都内私立小・中・高等学校数及び生徒数の動き

学校数について、小学校は昭和40年度との比較では、ほぼ同数で推移しているが、中学・高等学校は、わずかずつではあるが減少している。

生徒数の動きをみると、高等学校（全日制・定時制）は著しく変動しており、昭和40年度の371,584人をピークに46年度にかけて37.6%と大幅に減少し、その後は緩やかに増加したが、平成元年度を境に再び減少に転じ、19年度以降は横ばいで推移して、令和6年度には173,814人となった。小学校については14年度から、中学校については16年度から、わずかに増えていたが、22年度に減少に転じた。令和6年度の小・中学校の生徒数は、昭和40年度と比較して、それぞれ13.4%、38.9%の増加となっている（図3-6）。

＜図3-6＞都内私立小・中・高等学校生徒数の推移



注) 出典は、学校基本調査による。

(各年度5月1日現在)

＜表3-8＞校種別生徒・児童数の推移

(単位: 年度、人)

	昭和34	40	46	52	58	平成元
高等学校	244,720	371,584	231,891	249,193	267,861	290,252
中学校	60,725	59,554	48,350	56,666	57,629	67,178
小学校	20,495	22,643	24,050	24,811	24,998	25,772

	平成7	13	19	25	令和元	6
高等学校	237,876	194,798	172,984	174,003	173,694	173,814
中学校	81,082	75,711	80,013	76,597	75,003	82,697
小学校	26,233	26,140	26,908	26,015	25,149	25,669

注1) 高校の生徒数は本科生のみ

(各年度5月1日現在)

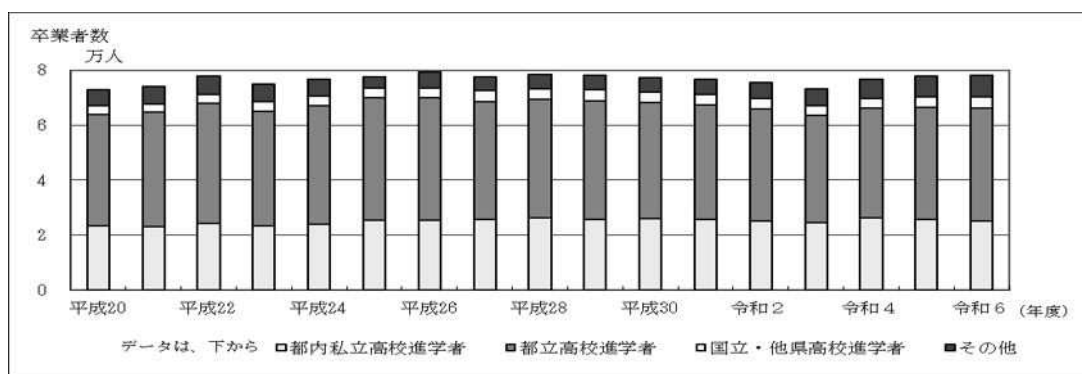
注2) 出典は、「学校基本調査」による。

イ 当面する状況

① 公立中学校卒業者の就学対策等

都内の公立中学校卒業者数は、昭和61年度の約15万7千人をピークに減少傾向が続いた後、平成23年度からはほぼ横ばいに推移し、令和6年度は約7万8千人となっている。また、令和6年度の都内私立高等学校への進学者数は、約2万5千人となった。（図3-7、表3-9）

＜図3-7＞都内公立中学校卒業者の就学状況



注）出典は教育庁「令和6年度教育人口等推計報告書」による。

都においては、都内の公・私立高等学校における教育上の問題点について協議し、相互の連絡調整を図り、高等学校教育の総合的運営とその円滑な発展のため、「東京都と一般財団法人東京私立中学高等学校協会との連絡協議会（略称：公私連絡協議会）」を昭和47年度に設置し、中学校卒業者の高等学校への円滑な進学を図るよう、毎年度、公私一体となって協議を行ってきた。

この協議会の役割は、継続的かつ安定的な就学計画を策定し、一人でも多くの生徒を高校教育に受け入れていくため、重要なものとなっている。

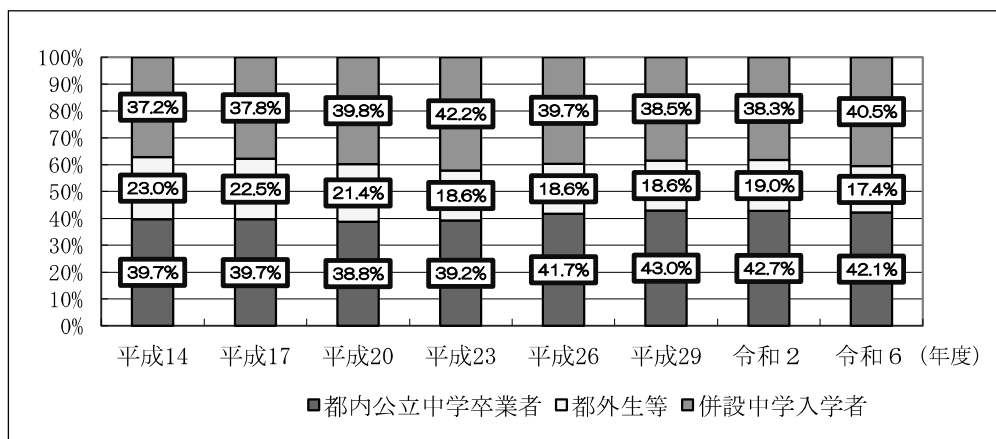
令和5年9月の公私連絡協議会において、令和6年度の就学対策として、令和元年9月に合意された「第五次中期計画」に基づく計画進学率を95%から93%に変更した。令和6年9月の公私連絡協議会でも計画進学率は93%としつつ、公立・私立高等学校の受入分担（都立40,800人、私立27,800人）について、公私間で合意した。また、その中で公私が協調し、実績進学率を向上させていくこと等を確認している。さらに、令和7年度から令和11年度までの就学対策として、「第六次中期計画」が策定された。本計画では、計画進学率を93%としつつ必要に応じ協議することや、今後の卒業予定者の減少に向け早期に情報共有し協議すること等が盛り込まれた。

さらに、私立学校においても、社会経済の変化に的確に対応するため、自らが経営の健全化を高め、活力に満ちた個性的で魅力ある学校づくりを進めていくことが求められている。

② 中高一貫教育の進行

私立高等学校の令和6年度入学者のうち、併設中学校からの進学者は約4割を占めており、中高一貫教育は私学の特色の一つであることがうかがわれる。

＜図3－8＞私立高等学校の都内公立中学卒業者の受入状況



注) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

③ いじめ防止対策推進条例の施行

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行された。

都においては、法の趣旨を踏まえ、「東京都いじめ防止対策推進条例」が、平成26年7月2日に公布、施行された（第10・11・12条は同年8月1日施行）。本条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、都及び学校等の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としており、

- 都の基本方針の策定
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 重大事態を再調査するための知事の附属機関の設置

等が規定されている。

また、本条例に基づき策定された「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日決定）では、いじめ問題への基本的な考え方、学校における取組、都における取組等が示されている。

都は、本方針に基づき、学校として取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」の策定やいじめの防止等の対策組織の設置などについて、説明会を実施するなどにより周知を行った。

平成27年10月には、都内全ての私立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）が基本方針を策定し、対策組織を設置している。

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3-9＞高校の就学計画と実績（公立中学校卒業生）

年度 区分			22	23	24	25	26	27	28	29
都内公立中学校 卒業生 〈A〉			77,729 (77,809)	74,831 (74,891)	76,808 (76,739)	77,417 (77,485)	79,140 (79,177)	77,421 (77,534)	78,167 (78,297)	78,151 (78,257)
計画進学率 (%) 〈B〉			96.0 (91.55)	96.0 (91.59)	96.0 (91.92)	96.0 (91.62)	96.0 (92.78)	96.0 (93.57)	96.0 (93.62)	96.0 (93.01)
進 学 者 (A×B)= 〈C〉			74,700 (71,235)	71,900 (68,594)	73,800 (70,535)	74,400 (70,989)	76,000 (73,463)	74,400 (72,552)	75,100 (73,300)	75,100 (72,783)
就 学 計 画	都 立 高 校	新設校 ※臨時分 校を含む	4校 606	1校 236	0	0	0	0	0	0
		既設校	41,994	40,924	42,200	42,300	43,100	42,000	42,300	42,300
		計	42,600	41,160	42,200	42,300	43,100	42,000	42,300	42,300
		〈D〉	(43,590)	(41,765)	(43,178)	(43,357)	(44,492)	(42,975)	(43,219)	(43,118)
	都内私立高校 〈E〉		28,900 (24,211)	27,800 (23,278)	28,500 (23,821)	28,700 (24,067)	29,300 (25,377)	28,600 (25,569)	28,800 (26,164)	28,800 (25,773)
	達成率		(83.8%)	(83.7%)	(83.6%)	(83.9%)	(86.6%)	(89.4%)	(90.8%)	(89.5%)
	国立・他県高校 ・高等専門学校 〈F〉		3,200 (3,434)	3,100 (3,551)	3,300 (3,536)	3,400 (3,565)	3,600 (3,594)	3,800 (4,008)	4,000 (3,917)	4,000 (3,892)
	合 計 (D+E+F)= 〈G〉		74,700 (71,235)	72,060 (68,594)	74,000 (70,535)	74,400 (70,989)	76,000 (73,463)	74,400 (72,552)	75,100 (73,300)	75,100 (72,783)

年度 区分			30	令和元	2	3	4	5	6	7
都内公立中学校 卒業生 〈A〉			77,252 (77,387)	76,574 (76,746)	75,403 (75,617)	73,062 (73,218)	76,490 (76,554)	77,687 (77,850)	78,025 (78,248)	77,809 -
計画進学率 (%) 〈B〉			96.0 (93.19)	96.0 (92.70)	95.0 (92.20)	95.0 (91.55)	94.0 (91.18)	94.0 (90.44)	93.0 (89.64)	93.0 -
進 学 者 (A×B)= 〈C〉			74,200 (72,117)	73,600 (71,145)	71,700 (69,721)	69,500 (67,029)	71,900 (69,802)	73,100 (70,406)	72,600 (70,140)	72,400 -
就 学 計 画	都 立 高 校	新設校 ※臨時分 校を含む	0	0	0	0	0	0	0	0
		既設校	41,800	41,600	40,400	39,200	40,600	41,300	41,000	40,800
		計	41,800	41,600	40,400	39,200	40,600	41,300	41,000	40,800
		〈D〉	(42,114)	(41,826)	(40,773)	(38,891)	(39,883)	(41,022)	(41,063)	-
	都内私立高校 〈E〉		28,500 (26,035)	28,200 (25,600)	27,500 (25,260)	26,700 (24,659)	27,600 (26,174)	28,000 (25,592)	27,800 (25,231)	27,800 -
	達成率		(91.4%)	(90.8%)	(91.9%)	(92.4%)	(94.8%)	(91.4%)	(91.4%)	-
	国立・他県高校 ・高等専門学校 〈F〉		3,900 (3,968)	3,800 (3,719)	3,800 (3,688)	3,600 (3,479)	3,700 (3,745)	3,800 (3,792)	3,800 (3,846)	3,800 -
	合 計 (D+E+F)= 〈G〉		74,200 (72,117)	73,600 (71,145)	71,700 (69,721)	69,500 (67,029)	71,900 (69,802)	73,100 (70,406)	72,600 (70,140)	72,400 -

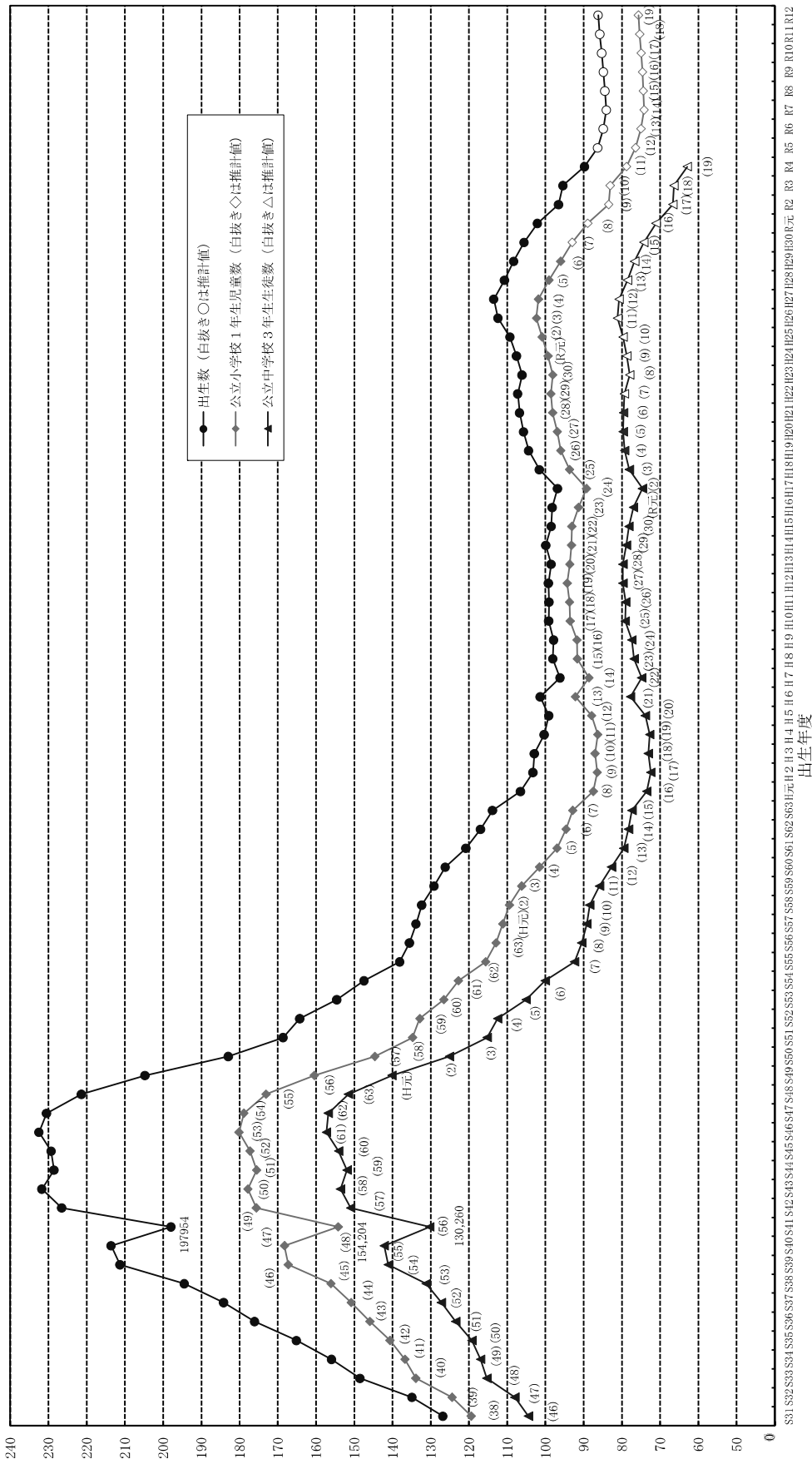
注1) () 内は実績

平成26年度までについては、公立中高一貫教育校の前期課程修了者を含める。

平成26年度までについては、国立・他県高校・高等専門学校の欄に、都立高等専門学校への進学者を含めない。

注2) 出典は教育庁「令和6年度教育人口等推計報告書」による。

千人 <図3-9> 出生数、公立小学校1年生数及び公立中学校3年生数の推移



(注1) このグラフは、出生した子供が小学校1年生、中学校3年生に進学した時の人数の変化を示したものである。

() 数値は、その年度に出生した子供が、それぞれの学年に進学する年度である。

例えば、昭和41年度に出生した197,954人が小学校1年生になった昭和48年度〔縦下の(48)〕には154,204人、中学校3年生になった昭和56年度〔更にその縦下の(56)〕には130,260人に変化したことを示している。

(注2) 出典は、教育庁「令和6年度教育人口等推計報告書」による。

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3－10＞都内私立中学校・高等学校入試状況の推移

1 中学校入学状況

年度	学校数 (校) (A)	募集人員 (人) (B)	応募人員 (人) (C)	合格者数 (人) (D)	辞退者数 (人) (E)	公募入学者数 (人) (F)	併設校入学者数 (人) (G)	入学者合計 (人) (H) = (F) + (G)	実質倍率 (倍) (C/D)
27	185	25,948	130,077	44,533	22,391	22,142	2,643	24,785	2.92
28	183	25,762	128,679	44,297	21,810	22,487	2,762	25,249	2.90
29	182	25,687	125,580	43,997	21,841	22,156	2,555	24,711	2.85
30	181	25,570	131,838	44,605	22,070	22,535	2,598	25,133	2.96
元	182	25,675	143,140	46,844	23,401	23,443	2,468	25,911	3.06
2	182	25,504	152,905	46,966	22,989	23,977	2,505	26,482	3.26
3	183	25,581	157,699	48,205	24,110	24,095	2,603	26,698	3.27
4	183	25,765	165,602	50,041	25,125	24,916	2,586	27,502	3.31
5	183	25,602	175,231	51,304	25,795	25,533	2,588	28,097	3.42
6	183	25,647	172,047	50,879	25,314	25,565	2,601	28,166	3.38

注1) 学校数に募集停止校は含まない。

(各年度5月1日現在)

注2) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

2 高等学校（全日制）入学状況

年度	学校数 (校) (A)	募集人員 (人) (B)	応募人員 (人) (C)	合格者数 (人) (D)	辞退者数 (人) (E)	公募入学者数 (人) (F)	内訳都内生数 (人)	併設校入学者数 (人) (G)	入学者合計 (人) (H) = (F) + (G)
27	232	37,976	105,783	80,851	44,405	36,446	25,061	23,030	59,476
28	231	38,203	105,266	80,333	43,642	36,691	25,584	23,012	59,703
29	231	38,466	105,152	80,496	44,399	36,097	25,207	22,567	58,664
30	231	38,450	104,430	79,099	42,532	36,567	25,548	22,342	58,909
元	231	38,539	103,148	76,401	40,387	36,014	25,058	22,594	58,608
2	231	38,241	101,233	74,901	39,166	35,735	24,723	22,140	57,875
3	231	38,157	96,692	73,732	39,143	34,589	24,135	22,766	57,355
4	232	37,435	98,632	73,604	37,778	35,826	25,570	23,406	59,232
5	232	37,093	101,744	73,682	38,069	35,613	25,003	23,972	59,585
6	232	36,958	100,072	72,911	37,953	34,958	24,740	23,772	58,730

注1) 学校数に募集停止校は含まない。

(各年度5月1日現在)

注2) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

3 高等学校（全日制）競争率

区 分	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次
実質倍率	1.11倍	1.38倍	1.12倍	1.38倍	1.12倍	1.37倍	1.12倍	1.39倍	1.14倍	1.43倍

区 分	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次	推薦	一般1次
実質倍率	1.15倍	1.43倍	1.14倍	1.39倍	1.12倍	1.43倍	1.14倍	1.48倍	1.14倍	1.46倍

注1) 実質倍率：応募者数／合格者

注2) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

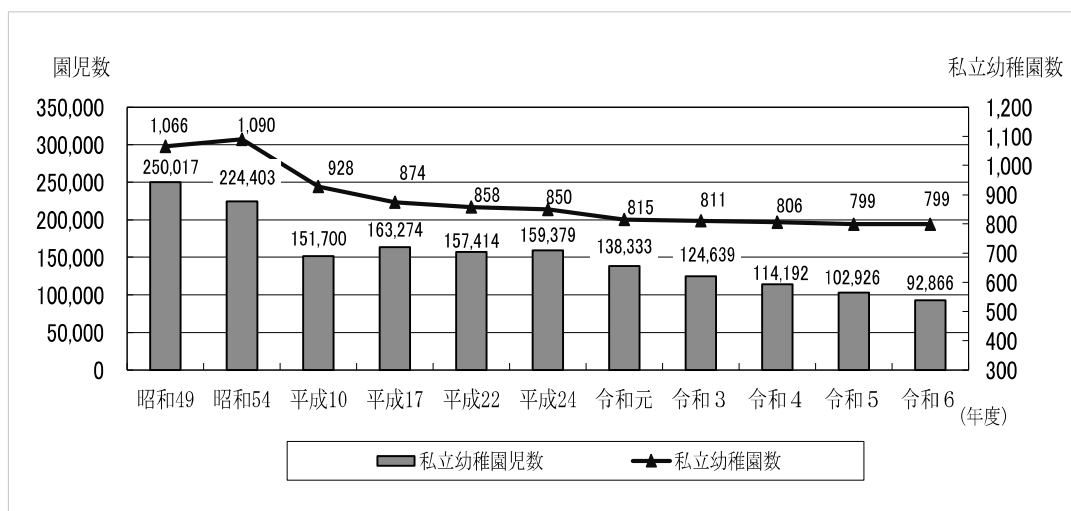
(2) 幼稚園

ア 都内私立幼稚園数及び園児数の動き

私立幼稚園数は、昭和54年度の1,090園をピークに減少を続け、令和6年度には799園と、45年間で291園、26.7%の減少となっている。

園児数は、昭和49年度の250,017人をピークに減少傾向にあったが、平成10年度から17年度までは増加、平成18年度以降は再び減少に転じ、23年度及び24年度は再び増加した。平成25年度以降は減少しており、令和6年度は92,866人となった。令和6年度の園児数は、昭和49年度と比較して157,151人、62.9%の減少となっている。

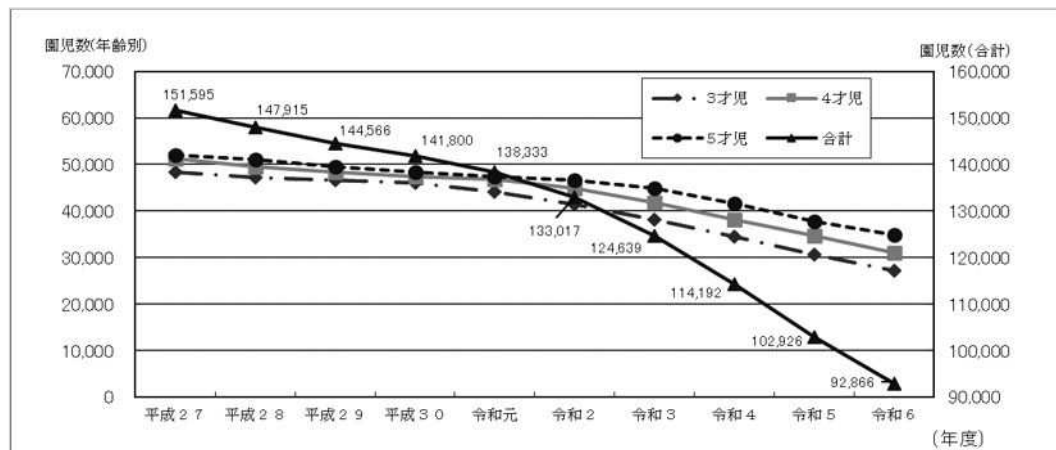
＜図3-10＞都内私立幼稚園数及び私立幼稚園児数の推移



注) 出典は、学校基本調査による。(各年度5月1日現在)

3～5才の都内幼児数は、令和6年度の283,408人と平成27年度の310,620人を比較すると27,212人、8.8%減少した。令和6年度の私立幼稚園児数は、平成27年度に比べ58,729人、38.7%の減となり、その内訳は3才児21,275人減、4才児20,191人減、5才児17,263人減となっている。令和6年度の私立幼稚園への就園率は、32.8%である。

＜図3-11＞3～5才の都内私立幼稚園園児数



注) 出典は、学校基本調査による。(各年度5月1日現在)

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3－11＞都内幼稚園の園数、幼児数の推移

区分	幼稚園数（国公立）			在園児数（国公立）							幼児数 （3～5才）
	計	うち私立 幼稚園数		計	うち私立幼 稚園児数	構成比	3才児	4才児	5才児	1園当たり 園児数	
昭和49	1,323	1,066 (10)		279,347	250,017	89.5	14,823	117,306	117,888	237	571,096
54	1,386	1,090 (11)		259,384	224,403	86.5	14,181	101,543	108,679	208	515,040
63	1,328	1,017 (30)		188,934	164,675	87.2	25,937	69,585	69,153	167	356,949
平成元	1,317	1,015 (35)		187,670	164,491	87.6	27,888	67,848	68,755	168	345,604
10	1,193	928 (38)		166,785	151,700	91.0	43,862	54,206	53,632	170	280,840
11	1,182	923 (39)		168,779	153,029	90.7	42,032	56,941	54,056	173	282,493
12	1,165	914 (41)		170,867	155,193	90.8	44,331	54,134	56,728	178	286,066
13	1,150	904 (37)		171,000	155,455	90.9	45,476	55,932	54,047	179	285,362
14	1,128	892 (30)		175,600	159,842	91.0	47,759	56,041	56,042	185	290,147
15	1,117	886 (31)		176,905	161,095	91.1	48,167	56,967	55,961	188	293,132
16	1,108	878 (27)		179,026	163,004	91.1	49,404	56,650	56,950	192	295,920
17	1,100	874 (28)		179,392	163,274	91.0	49,656	57,084	56,534	193	296,910
18	1,095	870 (32)		178,850	163,110	91.2	50,050	56,156	56,904	195	297,167
19	1,084	868 (30)		177,675	162,524	91.5	50,642	55,667	56,215	194	296,373
20	1,080	865 (28)		175,952	161,207	91.6	50,190	55,470	55,547	193	294,892
21	1,064	861 (29)		172,019	157,932	91.8	48,633	53,929	55,370	190	290,821
22	1,057	858 (30)		171,273	157,414	91.9	51,657	51,905	53,852	190	292,262
23	1,051	854 (28)		171,769	157,745	91.8	51,804	54,434	51,507	191	297,237
24	1,042	850 (26)		173,642	159,379	91.8	50,938	54,302	54,139	193	304,000
25	1,039	848 (32)		172,467	158,051	91.6	50,841	53,163	54,047	194	307,436
26	1,023	840 (31)		170,673	156,249	91.5	50,252	52,902	53,095	193	309,906
27	1,010	833 (33)		165,348	151,595	91.7	48,335	51,221	52,039	189	310,620
28	1,004	827 (35)		161,275	147,915	91.7	47,247	49,597	51,071	187	311,759
29	995	822 (35)		157,418	144,566	91.8	46,673	48,366	49,527	184	313,158
30	991	818 (34)		154,423	141,800	91.8	46,043	47,461	48,296	181	318,428
令和元	985	815 (33)		150,270	138,333	92.1	44,155	46,841	47,337	177	323,419
2	984	814 (35)		144,095	133,017	92.3	41,392	44,932	46,693	171	323,765
3	976	811 (32)		134,456	124,639	92.7	38,051	41,798	44,790	160	319,115
4	969	806 (34)		122,669	114,192	93.1	34,490	38,107	41,595	148	308,285
5	959	799 (32)		110,422	102,926	93.2	30,576	34,596	37,754	134	296,830
6	957	799 (42)		99,527	92,866	93.3	27,060	31,030	34,776	123	283,408

注1）出典は、学校基本調査による。

（各年度5月1日現在）

注2）かっこ内は休園数で内数。1園当たり園児数は、活動園の園児数

【参考】幼保連携型認定こども園の園数及び園児数（直近5ヶ年分）

区分	幼保連携型認定こども園数 （公私立）			在園児数（公私立）									
	計	うち私立	園数	計	うち私立 園児数	構成比	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児	1園当たり 園児数
令和2	34	25	(0)	6,218	5,087	81.8	150	401	464	1,361	1,390	1,321	203
令和3	40	31	(0)	6,949	5,861	84.3	192	495	574	1,503	1,525	1,572	189
令和4	45	36	(0)	7,367	6,341	86.1	234	570	683	1,607	1,592	1,655	176
令和5	55	46	(0)	8,709	7,726	88.7	291	746	851	1,921	1,958	1,959	168
令和6	61	52	(0)	9,263	8,341	90.0	344	829	980	2,021	2,073	2,094	160

注1）出典は、学校基本調査による。

（各年度5月1日現在）

注2）かっこ内は休園数で内数。1園当たり園児数は、活動園の園児数

イ 幼稚園を取り巻く社会環境の変化

出生数は減少傾向が続き、全国の令和6年の出生数は、約69万人となる見通しとなっている。都における令和5年の出生数は86,348人となった。合計特殊出生率も減少が続き、令和5年の全国の合計特殊出生率は1.20となり、都においては0.99と全国最低となっている。

また、かねてより社会問題となっている待機児童については、保育施設の整備等が進み、令和6年度4月1日時点で361人となった。

一方、国において、平成27年から幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行、区市町村が実施主体になるとともに、認定こども園・幼稚園・保育所を対象とした施設型給付の創設、認可・指導監督の一本化等の認定こども園制度の改善などが実施された。（子ども・子育て支援新制度施行後の幼稚園の選択肢は、表3-12を参照）

令和元年からは、全ての子供に質の高い幼児教育の機会を保障する幼児教育無償化が実施され、加えて、令和2年には、保育の受け皿整備等を進めるための「新子育て安心プラン」が策定された。また、令和5年には、文部科学省と密接に連携し、こども政策を更に強力に進めていくための新たな行政組織として、こども家庭庁が創設された。

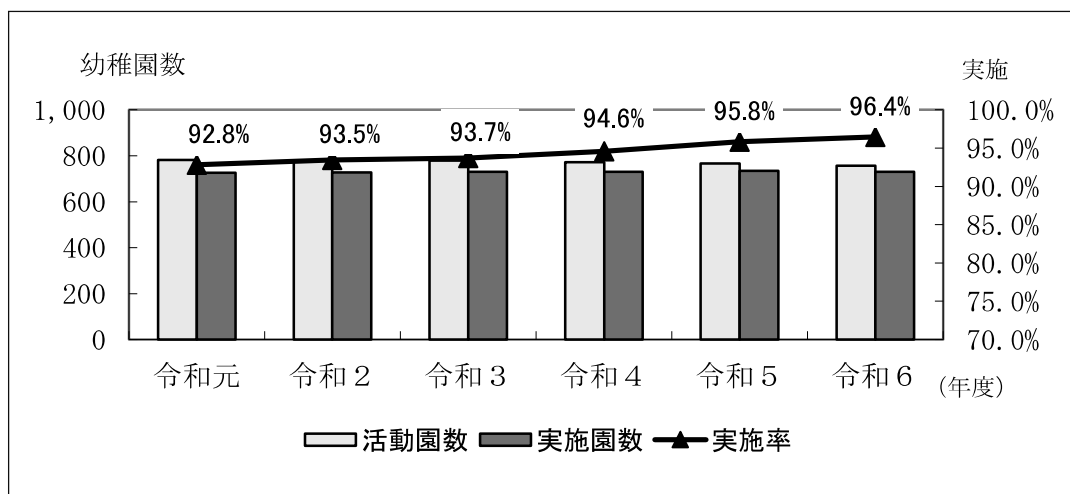
＜表3-12＞ 子ども・子育て支援新制度施行後の幼稚園の選択肢

	施設区分	位置付け	財政措置	保育料等	選 考
新制度 ※	幼保連携型 認定こども園	学校教育と保育を提供する機関 ・ 幼保連携型： 学校+児童福祉施設	施設型給付	区市町村が設定 (一定の条件の下で上乗せ徴収可)	・ 応諾義務 (定員を超えた場合は選択可)
	幼稚園型 認定こども園	・ 幼稚園型： 幼稚園+保育所機能			・ 利用調整
	幼稚園 (通称：新制度園)	学校教育を提供する機関			応諾義務 (定員を超えた場合は選択可)
新制度への 移行なし	幼稚園 (通称：私学助成園)	学校教育を提供する機関	私学助成	園が設定	建学の精神に基づく選考

※ 私立幼稚園が区市町村から特定教育・保育施設の確認を受けることで、私学助成ではなく施設型給付を受けることができる(新制度への移行)。新制度を選択するか否かは、各幼稚園の判断による。

このような社会環境の変化の中、私立幼稚園においては、建学の精神に基づく特色のある教育を実施し、その水準を更に向上させると共に、地域の実態や保護者の要請に応じて、通常の教育時間の前後や長期休業中などに預かり保育を実施したり、また、子育て支援のために、地域の人々に施設や機能を開放して幼児教育の相談に応じるなど、地域の幼児教育拠点としての役割を果たすことが求められており、私立幼稚園に対する期待は、今まで以上に大きなものになってきている。

＜図3-12＞都内私立幼稚園における預かり保育の実施園数の推移



(各年度5月1日現在)

ウ 私立幼稚園の学校法人化の促進

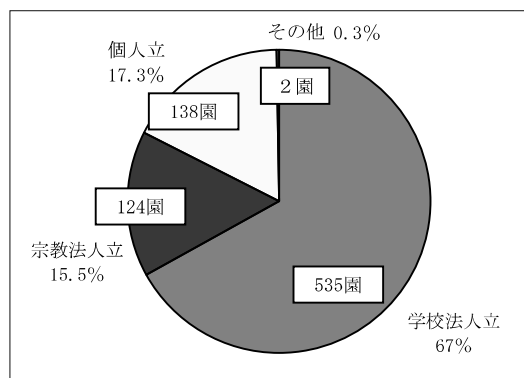
都内の私立幼稚園は、幼児数が昭和49年からのほぼ25年間で約6割減少するという、幼稚園経営にとって困難な環境にありながら、今なお都内全幼稚園児の9割以上に対する教育を担い、都の幼児教育を支えている。

今後も、都における幼児教育の多くは私立幼稚園に依存することとなる。

しかしながら、都内私立幼稚園の約1/3が個人立又は宗教法人立等であり、また、幼児減少により、その財政基盤はぜい弱となっている。

幼児教育の重要性と学校教育の公共性確保の観点からも、安定した経営基盤に培われた永続の見込める学校法人立幼稚園への変更が課題となっている。

＜図3-13＞都内私立幼稚園における設置者別園数



注) 令和6年5月1日現在の学校基本調査による。

国においては、学校法人に対する公費助成の道を開くよう、私立学校法を改正し（昭和50年8月11日施行）、私立学校振興助成法を制定（昭和51年4月1日施行）した。

また、都においては、学校法人立以外の幼稚園の設置者に対しても、地方自治法第232条の2に基づく私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱により、公費助成を行っている。

なお、国においては、既設の私立幼稚園の学校法人化を促進するため、各都道府県あて「幼稚園を設置する学校法人の認可基準等について（昭和51年12月24日文部省通知）」により認可基準の緩和を行った。

都においても、この方向を踏まえ、以下のような施策を実施してきた。

① 学校法人化志向幼稚園に対する助成

都は、昭和55年度から、学校法人以外の者によって設置されている私立幼稚園の健全な発展を図るため、学校法人化に向けて努力していると認められる幼稚園（学校法人化志向幼稚園）に対し、公費による助成措置を講じている。令和6年度までに認定した学校法人化志向幼稚園は300園であり、そのうち233園が令和6年12月1日までに学校法人化されている。

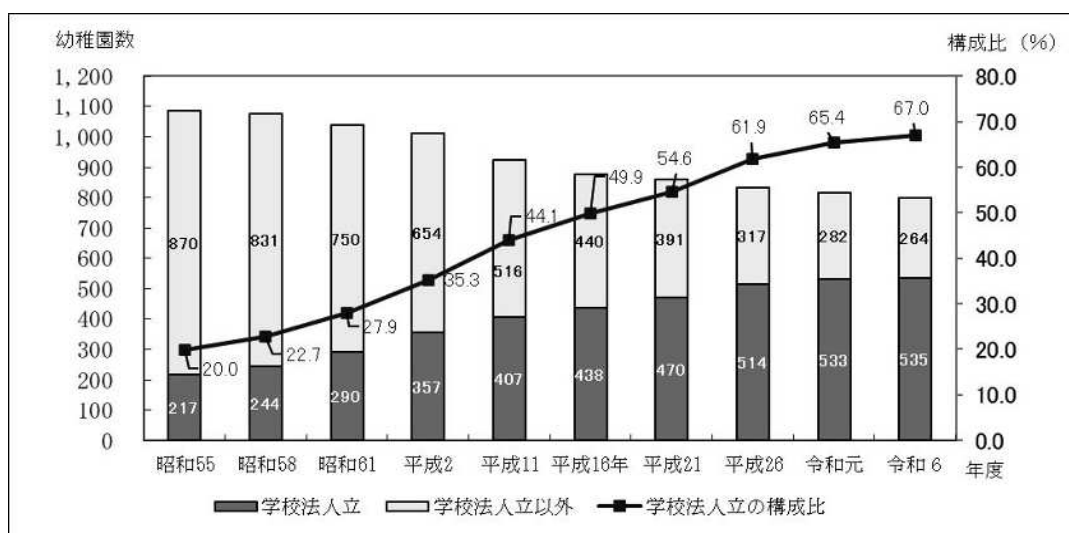
② 学校法人化認可取扱規定の制定

都は、学校法人化の促進のため、昭和54年度に「既設幼稚園の学校法人化認可取扱内規」（昭和55年1月1日施行）を制定した。その後、より一層の学校法人化促進のため、昭和59年度に「東京都既設幼稚園の学校法人化認可取扱特例内規」（昭和60年1月1日施行、平成2年3月31日失効）を定め、また、平成2年度からは「東京都既設幼稚園の学校法人化認可取扱内規」（平成2年4月1日施行）を定め実施している。

これらの結果、東京都における学校法人立幼稚園は、昭和55年度の217園から令和6年度では、535園へと318園増加し、都内私立幼稚園数に占める学校法人立の構成比は20.0%から67.0%へと上昇した（図3-14参照）。

しかし、他道府県と比べ、東京都の法人化率は依然として低い状況にある（表3-14参照）。

＜図3-14＞都内私立幼稚園における学校法人立幼稚園数の推移



注）出典は、学校基本調査による。（各年度5月1日現在）

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3－13＞東京都内私立幼稚園設置者別園数及び在園児数の推移

年度	計		内 訳							
			学校法人立		個人立		宗教法人立		財団法人立等	
	園 数	園児数	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数
昭和55	1,087	204,281	217	46,324	544	107,773	314	48,079	12	2,105
58	1,075	171,970	244	47,307	511	84,124	308	38,641	12	1,898
61	1,040	160,332	290	56,050	449	69,455	290	33,218	11	1,609
平成2	1,011	162,685	357	71,311	377	60,009	269	30,087	8	1,278
27	833	151,595	516	106,269	169	26,166	146	18,918	2	242
28	827	147,915	518	105,142	165	24,502	142	18,036	2	235
29	822	144,566	524	104,180	157	22,920	139	17,246	2	220
30	818	141,800	528	102,857	152	21,907	136	16,828	2	208
令和元	815	138,333	533	101,635	148	20,769	132	15,722	2	207
2	814	133,017	533	98,473	147	19,441	132	14,905	2	198
3	811	124,639	533	93,092	145	17,977	131	13,380	2	190
4	806	114,192	532	86,178	144	16,096	128	11,739	2	179
5	799	102,926	532	79,233	141	13,967	124	9,555	2	171
6	799	92,866	535	72,565	138	11,800	124	8,347	2	154

注)出典は、学校基本調査による。

(各年度5月1日現在)

＜表3－14＞主な都道府県の私立幼稚園に係る法人化状況

	総 数	国公立	私立計		私 立 内 訳			
					学校法人立		個人立等	
	園	園	園	%	園	%	園	%
北海道	322	36	286	88.8	285	99.7	1	0.3
茨城県	188	77	111	59.0	111	100.0	0	0.0
栃木県	73	2	71	97.3	68	95.8	3	4.2
群馬県	105	53	52	49.5	48	92.3	4	7.7
埼玉県	484	40	444	91.7	427	96.2	17	3.8
千葉県	439	64	375	85.4	361	96.3	14	3.7
東京都	957	158	799	83.5	535	67.0	264	33.0
神奈川県	600	34	566	94.3	472	83.4	94	16.6
新潟県	61	19	42	68.9	42	100.0	0	0.0
山梨県	53	3	50	94.3	47	94.0	3	6.0
長野県	89	8	81	91.0	80	98.8	1	1.2
静岡県	317	166	151	47.6	150	99.3	1	0.7
愛知県	382	51	331	86.6	324	97.9	7	2.1
京都府	185	42	143	77.3	138	96.5	5	3.5
大阪府	504	180	324	64.3	308	95.1	16	4.9
兵庫県	410	233	177	43.2	165	93.2	12	6.8
広島県	200	67	133	66.5	132	99.2	1	0.8
福岡県	399	23	376	94.2	337	89.6	39	10.4
全国合計	8,530	2,581	5,949	69.7	5,408	90.9	541	9.1

注)出典は、学校基本調査による。

(令和6年5月1日現在)

(3) 専修学校

ア 専修学校制度創設の経緯

学校教育法の改正により、昭和51年に専修学校制度が創設されるまでは、わが国の学校制度には、学校教育法第1条に規定する学校のほか、同法第83条（現在：第134条）に規定する各種学校があった。各種学校については、「学校教育に類する教育を行うもの」と規定されるのみで、積極的な意義・目的や入学資格等の定めがなく、学校の規模や教育の水準において、学校間でかなりの差異があった。

これを改善し、一定の規模・水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図ることが専修学校制度創設の趣旨であった。

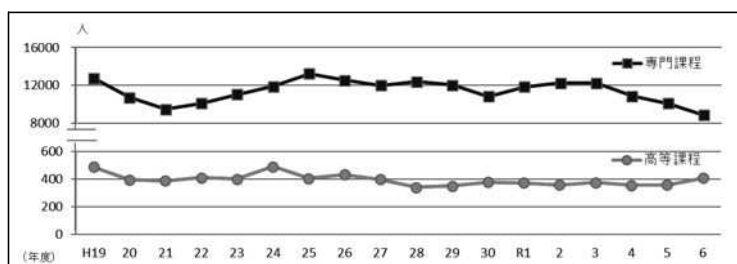
専修学校と各種学校との主な相違点

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
根拠規定 (定 義)	学校教育法第124条 学校教育法第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として…組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。	学校教育法第134条 学校教育法第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。
修業年限	1年以上	1年以上 簡易に修得することができる技術、技芸等の課程は、3月以上1年未満
授業時数	年800時間以上 夜間学科年450時間以上	年680時間以上 1年未満の場合は、修業期間に応じて減
入学資格	高等課程：中卒以上 専門課程：高卒以上 一般課程：その他	課程に応じ、一定の入学資格を定める
生徒数	40人以上	教員数、施設、設備その他の条件を考慮して適当数を定める。
教員数	課程・分野・定員数に応じて算定 定員80人までは最低3人 半数以上は基幹教員（最低3人）	3人以上 （都内規により、定員40人増ごとに1人増員。半数以上は専任）
教員資格	課程ごとに学歴、実務経験年数等の要件	担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能を有する者（都内規により、教員免許状取得者又は高卒者）
校舎面積	課程・分野・定員数に応じて算定 生徒定員40人までの場合下記の面積以上 （高等・専門課程） 工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉関係 260㎡ （工業分野設置の場合特例あり） 家政、文化教養分野 200㎡ （一般課程） 130㎡	生徒1人当たり2.31㎡以上 最低116㎡（35坪）
設置者	国及び地方公共団体のほか、次の要件を満たす準学校法人等 ① 専修学校を経営するために、必要な経済的基盤、知識、経験を有すること。 ② 社会的信望を有すること。 （都内規により、原則準学校法人）	国、地方公共団体、準学校法人等 （都内規により、原則準学校法人）
認可事項	学校・課程の設置、廃止、設置者変更、目的変更	設置、廃止、設置者変更、収容定員に係る学則変更
その他	高等課程（一定の要件を満たすもの） ・大学入学資格付与制度 専門課程（一定の要件を満たすもの） ・「専門士」「高度専門士」の称号付与制度 ・専門学校修了者の大学編入学制度・大学院入学資格付与制度 ・国家公務員Ⅱ種受験資格 ・公認会計士試験、不動産鑑定士一次試験免除	

イ 都内における専修学校の現状

都内に所在する私立専修学校は、令和6年5月現在、学校数が377校、生徒数が126,251人であり、都内の専修学校全体に対する割合は、学校数で97.7%、生徒数で98.5%となっており、私立が大部分を占めている。このうち、高等課程の学科は、中学校卒業で資格が取得できる調理師、美容師等の衛生関係、准看護師等の医療関係や音楽・芸術等の文化・教養関係が多い。専修学校の高等課程は、中学卒業後の多様な進路を保障するという意味で、重要な役割を担っている(図3-15)。

＜図3-15＞都内新卒進学者数の推移



注) 出典は、学校基本調査による。
(各年度5月1日現在)

専門課程は、大学・短大と並ぶ高等教育段階における職業教育機関として、職業人の育成等の面で大きな役割を果たしている。令和6年3月における都内の高等学校の卒業生93,495人の進路を見ると、大学学部72.9%、短大本科1.2%に対し、専修学校の専門課程への進学者は9.5%となっている(表3-18)。

専門課程の都内の分野別生徒数の構成比を3年前との比較で見ると、医療関係及び衛生関係などでポイントが上がり、商業関係などではポイントが下がっている(表3-16)。

また、専門課程の分野別の特徴を、都内と全国との分野別生徒数の構成比の比較で見ると、都内では文化・教養関係が高く、医療関係は低い。

専門課程への新卒進学者数は、制度発足以来増加し続け平成4年には32,000人に達した。しかし、以降は減少傾向に転じ、平成17年にはピーク時の半数(16,000人)を下回った。その後の進学者数は、平成21年を境に平成25年まで増加したのち、緩やかな減少、増加があり、令和6年には8,846人となっている。

少子化による生徒数の減少は、学校経営に少なからぬ影響を与えている。

また、一般課程は入学資格が制度上限定されていない課程であるが、現状では多くが大学受験・補習を目的とした学校となっており、生徒数が減少している。これは、18歳人口の減少と大学進学率等の増加の影響と思われる。

ウ 最近の動き

① 専修学校設置基準の改正(令和5年)

令和5年2月に「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」における議論

を踏まえるとともに、デジタル人材の量的・質的な需要に柔軟に対応するため、以下の改正が行われた。

- ・ 教員に関して、「専任の教員」を「基幹教員」と改め、基幹教員を定義するとともに、必要な基幹教員数について規定すること。
- ・ 情報関係学科を工業関係の分野として新規設置する場合における必要な教員数及び校舎面積の算定に関する特例を創設すること。
- ・ 通信制学科で、インターネット等を通じた教材提供が可能であることを明確化すること。

② 認定日本語教育機関制度の開始（令和6年）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与することを目的として、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度及び認定日本語教育機関の教員資格が令和6年4月から創設された。

また、外国人が日本語教育を受けようとし、在留資格「留学」を得るためには、法務省告示にて示された日本語教育機関である必要があったが、令和6年4月からの認定日本語教育機関制度の創設により、文部科学大臣の認定を受けた教育機関であることが在留資格「留学」の要件となった。

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3－15＞都内専修学校・各種学校の設置者別学校数及び生徒数

年度	区 分	専 修 学 校 (A)			各 種 学 校 (B)			計 (=A+B)	
		私立	国公立	計	私立	国公立	計	総数	うち、私立
27	学校数(校)	395	9	404	155	0	155	559	550
	構成比	(97.8)	(2.2)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 2.8]	[△ 2.5]
	生徒数(人)	142,953	1,956	144,909	22,068	0	22,068	166,977	165,021
	構成比	(98.7)	(1.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[0.4]	[0.3]
28	学校数(校)	393	9	402	152	0	152	554	545
	構成比	(97.8)	(2.2)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 0.9]	[△ 0.9]
	生徒数(人)	143,649	1,958	145,607	23,029	0	23,029	168,636	166,678
	構成比	(98.7)	(1.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[1.0]	[1.0]
29	学校数(校)	394	9	403	154	0	154	557	548
	構成比	(97.8)	(2.2)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[0.5]	[0.6]
	生徒数(人)	143,757	1,962	145,719	24,696	0	24,696	170,415	168,453
	構成比	(98.7)	(1.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[1.1]	[1.1]
30	学校数(校)	396	9	405	156	0	156	561	552
	構成比	(97.8)	(2.2)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[0.7]	[0.7]
	生徒数(人)	144,401	1,963	146,364	26,605	0	26,605	172,969	171,006
	構成比	(98.7)	(1.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[1.5]	[1.5]
元	学校数(校)	396	9	405	156	0	156	561	552
	構成比	(97.8)	(2.2)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[0.0]	[0.0]
	生徒数(人)	146,433	1,961	148,394	26,364	0	26,364	174,758	172,797
	構成比	(98.7)	(1.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[1.0]	[1.0]
2	学校数(校)	395	9	404	157	0	157	561	552
	構成比	(97.8)	(2.2)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[0.0]	[0.0]
	生徒数(人)	147,605	1,974	149,579	22,912	0	22,912	172,491	170,517
	構成比	(98.7)	(1.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 1.3]	[△ 1.3]
3	学校数(校)	392	9	401	153	0	153	554	545
	構成比	(97.8)	(2.2)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 1.2]	[△ 1.3]
	生徒数(人)	144,037	1,978	146,015	19,919	0	19,919	165,934	163,956
	構成比	(98.6)	(1.4)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 3.8]	[△ 3.8]
4	学校数(校)	384	9	393	153	0	153	546	537
	構成比	(97.7)	(2.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 1.4]	[△ 1.5]
	生徒数(人)	132,090	1,946	134,036	19,851	0	19,851	153,887	151,941
	構成比	(98.5)	(1.5)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 7.3]	[△ 7.3]
5	学校数(校)	380	9	389	154	0	154	543	534
	構成比	(97.7)	(2.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 0.5]	[△ 0.6]
	生徒数(人)	124,451	1,944	126,395	24,280	0	24,280	150,675	148,731
	構成比	(98.5)	(1.5)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 2.1]	[△ 2.1]
6	学校数(校)	377	9	386	153	0	153	539	530
	構成比	(97.7)	(2.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[△ 0.7]	[△ 0.7]
	生徒数(人)	126,251	1,910	128,161	25,077	0	25,077	153,238	151,328
	構成比	(98.5)	(1.5)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	[1.7]	[1.7]

注1) ()内は、構成比(%)、[]内は、対前年伸び率(%)

(各年度5月1日現在)

注2) 出典は、学校基本調査による。

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3－16＞都内専修学校課程別・分野別生徒数（国・公・私立）

（単位：人） 【参考】全 国

分 野	専修学校合計		高等課程		専門課程		一般課程		専門課程	
	令和3年	令和6年	令和3年	令和6年	令和3年	令和6年	令和3年	令和6年	令和3年	令和6年
工業関係 （電気、 情報処理、 自動車整備等）	24,646	21,572	55	51	24,591	21,521			105,129	98,823
	(16.9)	(16.8)	(2.0)	(1.8)	(18.1)	(18.2)			(15.9)	(16.2)
農業関係 （バイオテクノロ ジー、園芸、 動物管理等）	383	395			383	395			4,929	4,634
	(0.3)	(0.3)			(0.3)	(0.3)			(0.7)	(0.8)
医療関係 （看護、 歯科衛生、 理学療法等）	23,110	21,103	540	338	22,570	20,765			191,214	167,888
	(15.8)	(16.5)	(19.5)	(11.8)	(16.6)	(17.6)			(28.9)	(27.5)
衛生関係 （調理、栄養、 美容、理容）	20,078	18,957	1,362	1,496	18,708	17,432	8	29	76,441	76,429
	(13.8)	(14.8)	(49.2)	(52.3)	(13.8)	(14.7)	(0.1)	(0.4)	(11.5)	(12.5)
教育・社会 福祉関係 （教員養成、 保育、 介護福祉等）	5,541	4,464			5,541	4,464			32,988	28,873
	(3.8)	(3.5)			(4.1)	(3.8)			(5.0)	(4.7)
商業実務 関係 （経理、経営、 観光等）	16,022	12,633		8	15,998	12,608	24	17	79,325	69,212
	(11.0)	(9.9)		(0.3)	(11.8)	(10.7)	(0.3)	(0.2)	(12.0)	(11.3)
服飾・家政 関係 （ファッション、 洋裁等）	7,601	6,413	53	58	7,531	6,345	17	10	18,399	15,912
	(5.2)	(5.0)	(1.9)	(2.0)	(5.5)	(5.4)	(0.2)	(0.1)	(2.8)	(2.6)
文化・教養 関係 （語学、デザ イン、音楽、 予備校等）	48,634	42,624	761	908	40,664	34,750	7,209	6,966	153,710	148,104
	(33.3)	(33.3)	(27.5)	(31.8)	(29.9)	(29.4)	(99.3)	(99.2)	(23.2)	(24.3)
合 計	146,015	128,161	2,771	2,859	135,986	118,280	7,258	7,022	662,135	609,875
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

注1）出典は、学校基本調査による。

（各年度5月1日現在）

注2）（ ）内は、構成比（％）

第3章 私立学校の認可・指導と動向

＜表3－17＞都内中学校卒業者の進路状況の推移

区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実 数 (人)	卒 業 者 数	104,787	104,164	104,543	103,274	102,257	102,161	100,463	98,235	102,429	104,104	104,600
	高 等 学 校 等 進 学 者	103,093	102,570	103,289	101,960	100,962	100,819	99,230	97,068	101,173	102,702	103,081
	高 等 学 校 全 日 制	96,756	96,270	96,696	94,987	94,405	93,737	91,736	89,406	92,580	93,406	92,967
	高 等 学 校 定 時 制	3,462	3,225	3,049	3,070	2,510	2,471	2,512	2,246	2,548	2,606	2,787
	高 等 学 校 通 信 制	1,296	1,502	1,975	2,320	2,510	3,173	3,583	4,002	4,565	5,187	5,846
	そ の 他	1,579	1,573	1,569	1,583	1,537	1,438	1,399	1,414	1,480	1,503	1,481
	専修学校高等課程進学者	432	397	341	350	378	372	358	376	356	359	408
	専修学校一般課程等入学者	156	192	118	136	143	156	105	136	155	152	195
	専 修 学 校 一 般 課 程	56	70	50	53	76	75	50	62	62	95	108
	各 種 学 校	100	122	68	83	67	81	55	74	93	57	87
	公共職業能力開発施設等	17	29	21	18	15	16	18	11	6	8	8
	就 職 者	351	259	186	174	148	130	127	105	78	93	89
	上記以外の者・死亡・不詳	738	717	588	636	611	668	625	539	661	780	819
構 成 比 ・ 進 学 率 ・ 入 学 率 等 (%)	卒 業 者 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	高 等 学 校 等 進 学 者	98.4	98.5	98.8	98.7	98.7	98.7	98.8	98.8	98.8	98.7	98.5
	高 等 学 校 全 日 制	92.3	92.4	92.5	92.0	92.3	91.8	91.3	91.0	90.4	89.7	88.9
	高 等 学 校 定 時 制	3.3	3.1	2.9	3.0	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.5	2.7
	高 等 学 校 通 信 制	1.2	1.4	1.9	2.2	2.5	3.1	3.6	4.1	4.5	5.0	5.6
	そ の 他	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	専修学校高等課程進学者	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
	専修学校一般課程等入学者	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2
	専 修 学 校 一 般 課 程	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
	各 種 学 校	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	公共職業能力開発施設等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	就 職 者	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	上記以外の者・死亡・不詳	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5	0.6	0.7	0.8
再 掲	就職進学者等を含む就職者	384	303	202	187	165	147	144	122	90	113	111
	就職進学者等を含む就職率	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

注1)「就職進学者等」とは、就職しながら進・入学している者である。(各年度5月1日現在)

注2)「その他」とは、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び特別支援学校高等部である。

注3) 出典は、学校基本調査による。

＜表3－18＞都内高等学校卒業者の進路状況の推移

区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実 数 (人)	卒 業 者 数	98,535	100,635	100,422	102,326	101,782	101,723	100,178	98,943	98,713	96,812	93,495
	大 学 等 進 学 者	65,088	67,207	66,778	67,455	65,863	66,248	66,737	68,292	70,555	70,463	69,369
	大 学 学 部	62,055	64,301	64,161	65,028	63,550	64,133	64,619	66,352	68,782	68,980	68,115
	短 期 大 学 本 科	2,938	2,802	2,532	2,340	2,217	1,977	1,982	1,793	1,636	1,364	1,153
	大学・短期大学通信制	38	48	37	39	49	98	94	111	98	74	67
	そ の 他	57	56	48	48	47	40	42	36	39	45	34
	専修学校専門課程進学者	12,537	11,997	12,395	12,040	10,839	11,846	12,261	12,239	10,847	10,101	8,846
	専修学校一般課程等入学者	5,997	6,234	5,649	5,987	7,842	6,901	6,351	5,220	5,091	4,441	3,990
	専 修 学 校 一 般 課 程	4,078	4,276	3,724	3,938	5,770	5,426	5,436	4,338	4,176	3,689	3,399
	各 種 学 校	1,919	1,958	1,925	2,049	2,072	1,475	915	882	915	752	591
	公共職業能力開発施設等	344	313	278	320	312	279	258	289	245	227	182
	就 職 者	6,141	6,669	6,838	6,840	6,567	6,426	6,834	5,710	5,160	4,707	4,125
	上記以外の者・死亡・不詳	8,428	8,215	8,484	9,684	10,359	10,023	7,737	7,193	6,815	6,873	6,983
構 成 比 ・ 進 学 率 ・ 入 学 率 等 (%)	卒 業 者 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大 学 等 進 学 者	66.1	66.8	66.5	65.9	64.7	65.1	66.6	69.0	71.5	72.8	74.2
	大 学 学 部	63.0	63.9	63.9	63.5	62.4	63.0	64.5	67.1	69.7	71.3	72.9
	短 期 大 学 本 科	3.0	2.8	2.5	2.3	2.2	1.9	2.0	1.8	1.7	1.4	1.2
	大学・短期大学通信制	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	そ の 他	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専修学校専門課程進学者	12.7	11.9	12.3	11.8	10.6	11.6	12.2	12.4	11.0	10.4	9.5
	専修学校一般課程等入学者	6.1	6.2	5.6	5.9	7.7	6.8	6.3	5.3	5.2	4.6	4.3
	専 修 学 校 一 般 課 程	4.1	4.2	3.7	3.8	5.7	5.3	5.4	4.4	4.2	3.8	3.6
	各 種 学 校	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	1.5	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6
	公共職業能力開発施設等	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
	就 職 者	6.2	6.6	6.8	6.7	6.5	6.3	6.8	5.8	5.2	4.9	4.4
	上記以外の者・死亡・不詳	8.6	8.2	8.4	9.5	10.2	9.9	7.7	7.3	6.9	7.1	7.5
再 掲	就職進学者等を含む就職者	6,150	6,685	6,846	6,849	6,570	6,431	6,431	6,431	5,164	4,714	4,129
	就職進学者等を含む就職率	6.2	6.6	6.8	6.7	6.5	6.3	6.4	6.5	5.2	4.9	4.4

注1)「その他」とは、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科及び特別支援学校高等部専攻科である。

注2)「就職進学者等」とは、就職しながら進・入学している者である。(各年度5月1日現在)

注3)出典は、学校基本調査による。

(4) 留学生の違法活動防止対策

ア 事業目的等

留学生が不法就労等違法活動を行うケースや慣れない土地の暮らしに犯罪に巻き込まれるケースが後を絶たない。また、慣れない土地の暮らしに、犯罪に巻き込まれるケースも後を絶たない。留学生等の違法活動を未然に防止するためには、彼らが在籍する学校が、十分な在籍管理、生活指導を行うことが必要である。このため、「留学生の違法活動防止のための連絡協議会」（平成15年10月設置※1）を通じた関係機関の連携と専門学校・各種学校の留学生受け入れ等に関する管理指針（平成17年4月施行※2）に基づき、都内の専修学校など留学生が在籍する学校への指導を強化するとともに、違法活動防止のための啓発活動を実施している。

※1 「留学生の違法活動防止のための連絡協議会」構成団体

東京都、文部科学省、東京出入国在留管理局、警視庁、新宿区、台東区、渋谷区、豊島区、武蔵野市、一般財団法人日本語教育振興協会、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

※2 「専門学校・各種学校の留学生受け入れ等に関する管理指針（平成17年4月施行）」

専修学校（専門課程）及び各種学校における留学生の受入れや在籍管理等について適正な対応を行い、学校の振興を図るため、東京都が制定したもの。指針では募集基準や在学中の管理等について定められ、学校設置者は出入国管理に係る法令、文部科学省及び出入国在留管理庁の通知等を遵守しながら、適正に留学生の受入れや在籍管理等を行うこととする。

イ 事業内容

- ① 関係機関の連携による留学生の違法活動防止に係る学校への指導強化
 - ・ 留学生を多く受け入れている都内の専修・各種学校に対し、東京出入国在留管理局、都、関係区・市の合同調査チームによる調査を実施

※「専門学校・各種学校における留学生受け入れ等に係る管理指針」に基づき指導を行う。

- ② 留学生への生活指導等に関する啓発
 - ・ 日本への留学希望者に対して配布する「日本留學生活の予備知識」の作成
 - ・ 大学・短大・専修学校・日本語学校等の教職員を対象とした生活指導等講習会の開催
 - ・ 専修学校・各種学校の留学生担当教職員向け研修会の開催
 - ・ 「留学生指導担当者相談窓口」（公益社団法人東京都専修学校各種学校協会内に設置）の運営等

＜表3－19＞留学生の推移（全国と都内）

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
留学生数（全国）	298,980	312,214	279,597	242,444	231,146	279,274
留学生数（都内）	114,833	116,094	100,799	85,191	78,957	100,197
（内数） 専修学校（専門課程）	23,421	25,230	24,701	20,431	14,373	12,512
（内数） 日本語教育機関	47,536	43,673	30,628	21,331	21,479	37,022

注1）独立行政法人日本学生支援機構の外国人留学生在籍状況調査結果。

注2）「うち専修学校（専門課程）」には、専修学校専門課程の日本語学科等の日本語教育機関を含む。

注3）「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む。）短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生をいう。